

○内閣府令第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていな

いものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 出 総				名 出 細			
別紙様式第 1 号 (第 18 条第 1 項関係)				別紙様式第 1 号 (第 18 条第 1 項関係)			
(日本産業規格 A 4)				(日本産業規格 A 4)			
中 間 業 務 報 告 書				中 間 業 務 報 告 書			
第 期 中 〔 年 月 日 から 年 月 日まで 〕				第 期 中 〔 年 月 日 から 年 月 日まで 〕			
株式会社				株式会社			
銀行				銀行			
年 月 日				年 月 日			
金融庁長官 殿				金融庁長官 殿			
住 所				住 所			
株式会社				株式会社			
代表取締役 氏 名				代表取締役 氏 名			
年 月 日 から 年 月 日 までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。				年 月 日 から 年 月 日 までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。			
目 次				目 次			
[第 1 ～第 5 略] (記載上の注意) [1 ～ 7 略]				[第 1 ～第 5 同左] (記載上の注意) [1 ～ 7 同左]			
第 1 [略]				第 1 [同左]			
第 2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表				第 2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略] の 他 負 債		[同左]		[同左] の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債		[同左]		リ ー ス 負 債	
		[略]		[同左]		[同左]	
		[略]		[同左]		[同左]	

		(純 資 産 の 部)	
資 産 の 部 合 計		[略]	
		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑩ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[⑥～⑧ 略]

⑨ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成してい

		(純 資 産 の 部)	
資 産 の 部 合 計		[同左]	
		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[⑥～⑧ 同左]

[加える。]

る場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

10～20 略]

[2・3 略]

[第3～第5 略]

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]

株式会社

銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏

名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 [略]

第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]

株式会社

銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏

名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 [同左]

第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略] そ の 他 負 債 [略] リ ー ス 負 債 [略] (純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略

[削る。]

⑦～⑪ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

〔6〕～〔8〕 略

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左] そ の 他 負 債 [同左] リ ー ス 債 務 [同左] (純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔6〕～〔8〕 同左

⑨ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(9)～(20) [略]

[2・3 略]

[第3～第5 略]

別紙様式第2号（第18条第1項関係）

（日本産業規格A4）

中間業務報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

[加える。]

(9)～(19) [同左]

[2・3 同左]

[第3～第5 同左]

別紙様式第2号（第18条第1項関係）

（日本産業規格A4）

中間業務報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

三 次

[第1～第3 同左]
(記載上の注意)
[1～5 同左]

第1 [略]

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

金額	目 目	科 目	金額	目 目
		そ の 他 負 債 [略]		
		<u>リ ー ス 負 債</u> [略]		
		[略]		
		合 計		
		合 計		

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑪ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

三 次

[第1～第3 同左]

[1~5 同左]

第1 [同左]

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

金額	目	科	金額	目	科
		[同左]			科
		その他負債			計
		[同左]			合
		<u>リース債務</u>			計
		[同左]			合
		[同左]			計
					合

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑪ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することと足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[6]～(8) 略]

(9) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(10)～(16) [略]

[2・3 略]

第 3 [略]

別紙様式第 2 号の 2（第 18 条第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

中 間 業 務 報 告 書
〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することと足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[6]～(8) 同左]

[加える。]

(9)～(15) [同左]

[2・3 同左]

第 3 [同左]

別紙様式第 2 号の 2（第 18 条第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

中 間 業 務 報 告 書
〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

銀行		支店		年 月 日	
金融庁長官 殿	住 所	銀行 支店	代 表 者 氏 名		
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	目 次				
[第1～第3 略]					
(記載上の注意)					
[1～5 略]					
第1 [略]					
第2 年 月 日現在中間貸借対照表					
(単位：百万円)					
科 目	金 額	科 目	金 額		
[略]		[略]			
		そ の 他 負 債			
		リ ー ス 負 債			
		[略]			
合 計		合 計			

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑤ 略]

[判る。]

銀行		支店		年 月 日	
金融庁長官 殿	住 所	銀行 支店	代 表 者 氏 名		
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	目 次				
[第1～第3 同左]					
(記載上の注意)					
[1～5 同左]					
第1 [同左]					
第2 年 月 日現在中間貸借対照表					
(単位：百万円)					
科 目	金 額	科 目	金 額		
[同左]		[同左]			
		そ の 他 負 債			
		リ ー ス 負 債			
		[同左]			
合 計		合 計			

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑥～⑩ 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 （重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することですりる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

〔6〕～(8) 略

⑨ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が貸手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

⑩～⑬ 〔略〕

〔2・3 略〕

第3 〔略〕

⑦～⑪ 〔同左〕

(3) 〔同左〕

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 （ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することですりる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔6〕～(8) 同左

〔加える。〕

⑨～⑬ 〔同左〕

〔2・3 同左〕

第3 〔同左〕

別紙様式第3号 (第18条第2項関係)										別紙様式第3号 (第18条第2項関係)									
										(日本産業規格A4)									
業 務 報 告 書										業 務 報 告 書									
第 期 [年 年 月 月 日から 日まで]										第 期 [年 年 月 月 日から 日まで]									
株式会社										株式会社									
銀行										銀行									
年 月 日										年 月 日									
金融庁長官 殿										金融庁長官 殿									
住 所										住 所									
株式会社										株式会社									
代表取締役 氏 名										代表取締役 氏 名									
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。										年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。									
目 次										目 次									
[第1～第5 略]										[第1～第5 同左]									
(記載上の注意)										(記載上の注意)									
[1～7 略]										[1～7 同左]									
第1 第 期 [年 年 月 月 日から 日まで] 事業概況書										第1 第 期 [年 年 月 月 日から 日まで] 事業概況書									
[1～10 略]										[1～10 同左]									
11 有形固定資産の内訳										11 [同左]									
[表略]										[同左]									
(記載上の注意)										(記載上の注意)									
[1・2 略]										[1・2 同左]									
3 貸借対照表における各科目の金額に <u>使用権資産</u> を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。										3 貸借対照表における各科目の金額に <u>リース資産</u> を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。									
[12・13 略]										[12・13 同左]									
第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表										第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表									

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
		そ の 他 負 債	
		[略]	
		リ ー ス 負 債	
		[略]	
有 形 固 定 資 産		[略]	
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産		(純 資 産 の 部)	
[略]		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略]

[判る。]

⑦～⑪ [略]

⑬～⑭ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品 (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (ただ

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債	
		[同左]	
		リ ー ス 債 務	
		[同左]	
有 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産			
[同左]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

⑬～⑭ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

し、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(14) 略〕

(15) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔(16)～(31) 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔(7)～(14) 同左〕

(15) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

〔(16)～(31) 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定

資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）を含めることができる。

6 〔略〕

第 3 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 損益計算書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～10 略〕

11 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) フアイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）
- 12 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13 〔略〕

〔第 4・第 5 略〕

別紙様式第 3 号の 2（第 18 条第 2 項関係）

（日本産業規格 A 4）

業 務 報 告 書
第 期 [年 月 日から 年 月 日まで]
株式会社 銀行

金融庁長官 殿 年 月 日

資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）を含めることができる。

6 〔同左〕

第 3 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 損益計算書

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～10 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

11 〔同左〕

〔第 4・第 5 同左〕

別紙様式第 3 号の 2（第 18 条第 2 項関係）

（日本産業規格 A 4）

業 務 報 告 書
第 期 [年 月 日から 年 月 日まで]
株式会社 銀行

金融庁長官 殿 年 月 日

住所

銀行

株式会社

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 第 期

年 月 日から

年 月 日まで

事業概況書

[1～11 略]

12 有形固定資産の内訳

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[13・14 略]

第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[略]		リ ー ス 債 権	
使 用 権 資 産		[略]	
[略]		[略]	

住所

銀行

株式会社

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 第 期

年 月 日から

年 月 日まで

事業概況書

[1～11 同左]

12 [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

3 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[13・14 同左]

第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産		リ ー ス 債 務	
[同左]		[同左]	

16

無形固定資産 [略]		
使用権資産 [略]		
[略]	(純資産の部) [略]	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略

[削る。]

⑦～⑪ [略]

⑬・⑭ 略

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔14〕 略

無形固定資産 [同左]		
リース資産 [同左]		
[同左]	(純資産の部) [同左]	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

⑬・⑭ 同左

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔7〕～〔14〕 同左

(15) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔16〕～〔31〕 略〕

〔2〕～〔4〕 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

第3	第	期	〔	年	月	日から	〕	損益計算書
				年	月	日まで		

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1〕～〔10〕 略〕

11 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(15) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

〔16〕～〔31〕 同左〕

〔2〕～〔4〕 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

第3	第	期	〔	年	月	日から	〕	損益計算書
				年	月	日まで		

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1〕～〔10〕 同左〕

〔加える。〕

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)
- 12 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
- 13 [略]

[第 4・第 5 略]

別紙様式第 4 号 (第 18 条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書
[年 月 日から
年 月 日まで]
銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店
名

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次

のとおり報告します。

目 次

[第 1～第 3 略]
(記載上の注意)
[1～5 略]

第 1 [年 月 日から
年 月 日まで] 事業概況書

[加える。]

11 [同左]

[第 4・第 5 同左]

別紙様式第 4 号 (第 18 条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書
[年 月 日から
年 月 日まで]
銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店
名

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次

のとおり報告します。

目 次

[第 1～第 3 同左]
(記載上の注意)
[1～5 同左]

第 1 [年 月 日から
年 月 日まで] 事業概況書

[1～8 略]

9 有形固定資産の内訳

[表略]

(記載上の注意)

貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。

10 [略]

第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[略]		[略] 其 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務	
[略]		[略]	
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
[略]			
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

[1～8 同左]

9 [同左]

[同左]

(記載上の注意)

貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。

10 [同左]

第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[同左]		[同左] 其 他 負 債	
		[同左] リ ー ス 債 務	
有 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
[同左]			
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項 ①～⑤ 略 〔割る。〕 ⑥～⑩ 〔略〕 〔(3)・(4) 略〕	(5) 金融商品の状況に関する事項、<u>金融商品</u>（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び<u>金融商品</u>（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ① 賃貸等不動産の状況に関する事項 ② 賃貸等不動産の時価に関する事項 連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。	〔(7)～(11) 略〕 (12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ① 会計方針に関する情報 ② リース特有の取引に関する情報 ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 ②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。 ①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当

(2) 〔同左〕 ①～⑤ 同左 ⑥ リース取引の処理方法 ⑦～⑩ 〔同左〕 〔(3)・(4) 同左〕	(5) 金融商品の状況に関する事項、<u>金融商品</u>の時価等に関する事項及び<u>金融商品</u>の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）	〔(7)～(11) 同左〕 (12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔13〕～〔21〕 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

第3 〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕 損益計算書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～6 略〕

7 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9～11 〔略〕

別紙様式第4号の2（第18条第2項関係）

〔13〕～〔21〕 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

第3 〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕 損益計算書

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～6 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

7～9 〔同左〕

別紙様式第4号の2（第18条第2項関係）

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書

年 月 日

銀行

年 月 日

支店

年 月 日

支店

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
のとおり報告します。

目 次

[第 1 ～ 第 3 略]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 略]

第 1

年 月 日

年 月 日

から

まで

 事業概況書

[1 ～ 9 略]

10 有形固定資産の内訳

[表略]

(記載上の注意)

貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場
合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うもの
とする。

11 [略]

第 2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[略]		[略]	

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書

年 月 日

銀行

年 月 日

支店

年 月 日

支店

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
のとおり報告します。

目 次

[第 1 ～ 第 3 同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 同左]

第 1

年 月 日

年 月 日

から

まで

 事業概況書

[1 ～ 9 同左]

10 [同左]

[同左]

(記載上の注意)

貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場
合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うもの
とする。

11 [同左]

第 2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[同左]		[同左]	

23

有形固定資産 [略]	その他の負債 [略]
使用権資産 [略]	リース負債 [略]
無形固定資産 [略]	
使用権資産 [略]	
合計	合計

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑤ 略

〔判る。〕

⑥～⑩ [略]

〔(3)・(4) 略〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項に

有形固定資産 [同左]	その他の負債 [同左]
リース資産 [同左]	リース債務 [同左]
無形固定資産 [同左]	
リース資産 [同左]	
合計	合計

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑤ 同左

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑩ [同左]

〔(3)・(4) 同左〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

ついて記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～(1) 略〕

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔13〕～(2) 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

第 3 年 月 日から 年 月 日まで 損益計算書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔7〕～(1) 同左〕

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

〔13〕～(2) 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

第 3 年 月 日から 年 月 日まで 損益計算書

〔同左〕

（記載上の注意）

[1 ～ 6 略]

7 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) フライナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)
 - (2) フライナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
 - (3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)
- 8 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
- 9 ～ 11 [略]

別紙様式第 5 号 (第 18 条第 3 項関係)

(日本産業規格 A 4)

中 間 連 結 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ・ 第 2 略]

(記載上の注意)

[1 ～ 6 同左]

[加える。]

[加える。]

7 ～ 9 [同左]

別紙様式第 5 号 (第 18 条第 3 項関係)

(日本産業規格 A 4)

中 間 連 結 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ・ 第 2 同左]

(記載上の注意)

[1～6 略]		第1 [略]	
		第2 中間連結財務諸表	
1 [略]	2 (年 月 日現在)	中間連結貸借対照表	
[表略]			
(記載上の注意)			
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1) [略]			
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項	[①～⑥ 略]		
[削る。]			
(3) [略]	<u>⑦～⑫</u> [略]		
(4) <u>金融商品</u> (リース負債を除く。)	の時価等に関する事項及び <u>金融商品</u> (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)		
の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項			
(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです。)	また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。)		
[(6)・(7) 略]			
<u>⑧</u> 次に掲げるリースに関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)			
① 会計方針に関する情報			
② リース特有の取引に関する情報			
③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報			
銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。			

[1～6 同左]		第1 [同左]	
		第2 中間連結財務諸表	
1 [同左]	2 (年 月 日現在)	中間連結貸借対照表	
[同左]			
(記載上の注意)			
1 [同左]			
(1) [同左]			
(2) [同左]	[①～⑥ 同左]		
<u>⑦</u> リース取引の処理方法			
<u>⑧～⑫</u> [同左]			
(3) [同左]			
(4) <u>金融商品</u> の時価等に関する事項及び <u>金融商品</u> の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項			
(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです。)			
[(6)・(7) 同左]			
[加える。]			

[1～6 同左]		第1 [同左]	
		第2 中間連結財務諸表	
1 [同左]	2 (年 月 日現在)	中間連結貸借対照表	
[同左]			
(記載上の注意)			
1 [同左]			
(1) [同左]			
(2) [同左]	[①～⑥ 同左]		
<u>⑦</u> リース取引の処理方法			
<u>⑧～⑬</u> [同左]			
(3) [同左]			
(4) <u>金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと</u>			
の内訳等に関する事項			
(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (<u>ただし、前連結会計年度の末日に</u>			
<u>比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載すること</u> で足			
<u>りる。)</u>			
[(6)・(7) 同左]			
[加える。]			

ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(9)～(18) [略]

[2～4 略]

5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

[3～5 略]

別紙様式第 5 号の 2 (第 18 条第 4 項関係)

(日本産業規格 A 4)

連結業務報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1・第 2 略]

(8)～(17) [同左]

[2～4 同左]

5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

[3～5 同左]

別紙様式第 5 号の 2 (第 18 条第 4 項関係)

(日本産業規格 A 4)

連結業務報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1・第 2 同左]

(記載上の注意)
[1 ～ 5 略]

第 1 [略]
第 2 連結財務諸表

1 [略]

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略] 有 形 固 定 資 産		[略]	
[略] 使 用 権 資 産			
[略] 無 形 固 定 資 産			
[略] 使 用 権 資 産			
[略]		(純 資 産 の 部)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑫ [略]

[③・④ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品 (リース負債を除く。) の時

(記載上の注意)
[1 ～ 5 同左]

第 1 [同左]
第 2 連結財務諸表

1 [同左]

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左] 有 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左] リ ー ス 資 産			
[同左] 無 形 固 定 資 産			
[同左] リ ー ス 資 産			
[同左]		(純 資 産 の 部)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

[③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(11) 略〕

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定について記載すること。

〔(13)～(24) 略〕

〔2～5 略〕

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

〔(7)～(11) 同左〕

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

〔(13)～(24) 同左〕

〔2～5 同左〕

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載すること。

7 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

3 (年 月 日から) 年 月 日まで 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

【略】

(1) 連結損益計算書

【表略】

(記載上の注意)

【1～6 略】

7 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9 【略】

(2) 【略】

連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

【表略】

(記載上の注意)

7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

3 (年 月 日から) 年 月 日まで 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

【同左】

(1) 【同左】

【同左】

(記載上の注意)

【1～6 同左】

【加える。】

【加える。】

7 【同左】

(2) 【同左】

連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

【同左】

(記載上の注意)

[1 ～ 7 略]

8 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フライナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) フライナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

9 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10・11 [略]

12 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、11の注記と併せて記載することができる。

[4 ・ 5 略]

別紙様式第 6 号 (第 19 条第 1 項及び第 6 項関係)

第 1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社
代表取締役又は代表執行役 氏 名
銀行

(記載上の注意)

[略]

中間貸借対照表 (年 月 日現在)
(単位：百万円)

[1 ～ 7 同左]

[加える。]

[加える。]

8・9 [同左]

10 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、9の注記と併せて記載することができる。

[4 ・ 5 同左]

別紙様式第 6 号 (第 19 条第 1 項及び第 6 項関係)

第 1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社
代表取締役又は代表執行役 氏 名
銀行

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表 (年 月 日現在)
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略] そ の 他 負 債 [略] リ ー ス 負 債 [略] (純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略

[削る。]

⑦～⑪ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[6]～(8) 略

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左] そ の 他 負 債 [同左] リ ー ス 債 務 [同左] (純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[6]～(8) 同左]

⑨ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(10)～(21) 〔略〕

〔2・3 略〕

中間損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

〔略〕

第2 〔略〕

別紙様式第6号の2（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社
代表取締役又は代表執行役 氏 名
銀行

（記載上の注意）

〔略〕

〔加える。〕

(9)～(20) 〔同左〕

〔2・3 同左〕

中間損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

〔同左〕

第2 〔同左〕

別紙様式第6号の2（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社
代表取締役又は代表執行役 氏 名
銀行

（記載上の注意）

〔同左〕

中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略] の 他 負 債	
		[略]	
		リ ー ス 負 債	
		[略]	
		(純 資 産 の 部)	
		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[判る。]

⑦～⑪ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することですりる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合に

中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左] の 他 負 債	
		[同左]	
		リ ー ス 債 務	
		[同左]	
		(純 資 産 の 部)	
		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することですりる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合）には、記載することを要しない。）

は、記載することを要しない。）

〔6〕～〔8〕 略〕

〔9〕 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔10〕～〔20〕 〔略〕

〔2・3 略〕

中間損益計算書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

〔略〕

第2 〔略〕

別紙様式第6号の3（第19条第1項及び第6項関係）

第1 年 月 日 第 期 決 算 公 告

住 所
株式会社
銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

〔6〕～〔8〕 同左〕

〔加える。〕

〔9〕～〔20〕 〔同左〕

〔2・3 同左〕

中間損益計算書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

〔同左〕

第2 〔同左〕

別紙様式第6号の3（第19条第1項及び第6項関係）

第1 年 月 日 第 期 決 算 公 告

住 所
株式会社
銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)
[略]

貸借対照表 (年 月 日現在)
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略] の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	
有 形 固 定 資 産		[略]	
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]		(純 資 産 の 部)	
[略]		[略]	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑪ [略]

③・④ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品 (リース負債を除く。) の時

(記載上の注意)
[同左]

貸借対照表 (年 月 日現在)
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左] の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	
有 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]		(純 資 産 の 部)	
[同左]		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔14〕 略〕

(15) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔16〕～〔32〕 略〕

〔2～4 略〕

融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔7〕～〔14〕 同左〕

(15) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

〔16〕～〔32〕 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

〔表略〕
(記載上の注意)

〔1～10 略〕

11 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) フアイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）
- 12 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13 〔略〕

第2 〔略〕

別紙様式第6号の4（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社
代表取締役又は代表執行役 氏 名
銀行

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

〔同左〕
(記載上の注意)

〔1～10 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

11 〔同左〕

第2 〔同左〕

別紙様式第6号の4（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社
代表取締役又は代表執行役 氏 名
銀行

(記載上の注意)
[略]

貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[略]		[略]	
使 用 権 資 産		リ ー ス 負 債	
[略]		[略]	
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略]

【削る。】

⑦～⑪ [略]

⑬～⑭ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[同左]		[同左]	
使 用 権 資 産		リ ー ス 負 債	
[同左]		[同左]	
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
使 用 権 資 産			
[同左]			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

⑬～⑭ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結

資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項(重要性の乏しいものを除く。)

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(14) 略〕

(15) 次に掲げるリースに関する事項(重要性の乏しいものを除く。)

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔(16)～(32) 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属す

貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

〔(7)～(14) 同左〕

(15) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項(会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。)

〔(16)～(32) 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属す

る各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～10 略〕

11 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13 〔略〕

第2 〔略〕

別紙様式第7号（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行
代 表 者 氏 名
支店

（記載上の注意）

る各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～10 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

11 〔同左〕

第2 〔同左〕

別紙様式第7号（第19条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行
代 表 者 氏 名
支店

（記載上の注意）

〔略〕

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
〔略〕		〔略〕 そ の 他 負 債 〔略〕 リ ー ス 負 債 〔略〕	
合 計		合 計	

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 〔略〕

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

〔①～⑤ 略〕

〔削る。〕

⑥～⑩ 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(8) 略〕

〔同左〕

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
〔同左〕		〔同左〕 そ の 他 負 債 〔同左〕 リ ー ス 債 務 〔同左〕	
合 計		合 計	

（記載上の注意）

1 〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔①～⑤ 同左〕

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑪ 〔同左〕

(3) 〔同左〕

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(8) 同左〕

⑨ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(9)～(16) [略]

[2・3 略]

中間損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

[略]

第2 [略]

別紙様式第7号の2（第19条第1項及び第6項関係）

第1 年 月 日 第 期 中 間 決 算 公 告

住 所 銀行 支店
代 表 者 氏 名

（記載上の注意）

[略]

[加える。]

(9)～(15) [同左]

[2・3 同左]

中間損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

[同左]

第2 [同左]

別紙様式第7号の2（第19条第1項及び第6項関係）

第1 年 月 日 第 期 中 間 決 算 公 告

住 所 銀行 支店
代 表 者 氏 名

（記載上の注意）

[同左]

中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[略]		[略] の 他 負 債 [略] リ ー ス 負 債 [略]	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑤ 略]

[判る。]

⑥～⑩ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品 (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。)

[⑥～⑧ 略]

⑨ 次に掲げるリースに関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)

中間貸借対照表 (年 月 日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[同左]		[同左] の 他 負 債 [同左] リ ー ス 債 務 [同左]	
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑩ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[⑥～⑧ 同左]

[加える。]

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(10)～(16) [略]

[2・3 略]

中間損益計算書 [年 月 日から
年 月 日まで]

[略]

第2 [略]

別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 年 月 日 第 期 決 算 公 告

住 所 銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[略]

貸借対照表 (年 月 日現在)

(9)～(15) [同左]

[2・3 同左]

中間損益計算書 [年 月 日から
年 月 日まで]

[同左]

第2 [同左]

別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 年 月 日 第 期 決 算 公 告

住 所 銀行 支店
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[略]		[略] の 他 負 債 [略] リ ー ス 負 債 [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]			
使 用 権 資 産 [略]			
無 形 固 定 資 産 [略]			
使 用 権 資 産 [略]			
[略]			
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑤ 略]

【割る。】

⑥～⑩ [略]

③・④ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[同左]		[同左] の 他 負 債 [同左] リ ー ス 債 務 [同左] [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]			
リ ー ス 資 産 [同左]			
無 形 固 定 資 産 [同左]			
リ ー ス 資 産 [同左]			
[同左]			
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑩ [同左]

③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

い。)

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～(11) 略〕

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定について記載すること。

〔(13)～(21) 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）を含め

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔7〕～(11) 同左〕

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

〔(13)～(21) 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）を含め

ることができる。

6 [略]

損益計算書 [年 月 日から
年 月 日まで]

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 6 略]

7 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)
- 8 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9 ～ 11 [略]

第 2 [略]

別紙様式第 7 号の 4 (第 19 条第 1 項及び第 6 項関係)

第 1 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行
代 表 者 氏 名
支店 名

(記載上の注意)

[略]

貸借対照表 (年 月 日現在)

ることができる。

6 [同左]

損益計算書 [年 月 日から
年 月 日まで]

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 6 同左]

[加える。]

[加える。]

7 ～ 9 [同左]

第 2 [同左]

別紙様式第 7 号の 4 (第 19 条第 1 項及び第 6 項関係)

第 1 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀行
代 表 者 氏 名
支店 名

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[略]		[略] の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 負 債	
[略]		[略]	
使 用 権 資 産		[略]	
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑤ 略]

[判る。]

⑥～⑩ [略]

[③・④ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[同左]		[同左] の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 負 債	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産		[同左]	
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
[同左]			
合 計		合 計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦～⑩ [同左]

[③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

く。)

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～(11) 略〕

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔(13)～(21) 略〕

〔2～4 略〕

- 5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔7〕～(11) 同左〕

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

〔(13)～(21) 同左〕

〔2～4 同左〕

- 5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

損益計算書

年	月	日から
年	月	日まで

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

7 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

8 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9～11 [略]

第2 [略]

別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所

株式会社

代表取締役又は代表執行役 氏 名

銀行

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」

損益計算書

年	月	日から
年	月	日まで

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

[加える。]

[加える。]

7～9 [同左]

第2 [同左]

別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所

株式会社

代表取締役又は代表執行役 氏 名

銀行

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」

(それぞれ注記を含む。) を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意2(14)に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

〔表略〕

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

〔①～⑥ 略〕

〔削る。〕

⑦～⑫ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品 (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。)

〔(6)・(7) 略〕

〔8〕 次に掲げるリースに関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事

(それぞれ注記を含む。) を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意2(13)に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

〔同左〕

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

〔①～⑥ 同左〕

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。)

〔(6)・(7) 同左〕

〔加える。〕

項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(9)～(19) [略]

[3～5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

中間連結損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

[略]

中間連結損益及び包括利益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

[略]

第 2 [略]

別紙様式第 8 号の 2 (第 19 条第 2 項及び第 6 項関係)

第 1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社
代表取締役又は代表執行役 氏 名
銀行

(記載上の注意)

(8)～(18) [同左]

[3～5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

中間連結損益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

[同左]

中間連結損益及び包括利益計算書 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

[同左]

第 2 [同左]

別紙様式第 8 号の 2 (第 19 条第 2 項及び第 6 項関係)

第 1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
株式会社
代表取締役又は代表執行役 氏 名
銀行

(記載上の注意)

[1～4 略]

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]		(純 資 産 の 部)	
[略]		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略]

[割る。]

⑦～⑫ [略]

⑬～⑭ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品 (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)

[1～4 同左]

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]		(純 資 産 の 部)	
[同左]		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

⑭～⑯ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

く。)

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～(11) 略〕

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔(13)～(25) 略〕

〔3～6 略〕

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

8 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含め

項

〔(7)～(11) 同左〕

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

〔(13)～(25) 同左〕

〔3～6 同左〕

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

8 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含め

ることができる。

連結損益計算書（年 月 日から
年 月 日まで）

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～6 略〕

7 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) フライナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) フライナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9・10 〔略〕

連結損益及び包括利益計算書（年 月 日から
年 月 日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～6 略〕

7 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) フライナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

ることができる。

連結損益計算書（年 月 日から
年 月 日まで）

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～6 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

7・8 〔同左〕

連結損益及び包括利益計算書（年 月 日から
年 月 日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～6 同左〕

〔加える。〕

使用権資産 [略]						
[略]						

(記載上の注意)
[1 ～ 3 略]
[(2)～(4) 略]

2 [略]

別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

中 間 業 務 報 告 書
第 期 中 (年 月 日から 年 月 日まで)

銀 行 持 株 会 社 名

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況

を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ・ 第 2 略]
(記載上の注意)
[1 ～ 6 略]

第 1 [略]

第 2 中間連結財務諸表

1 [略]

2 第 期 中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

リース資産 [同左]						
[同左]						

(記載上の注意)
[1 ～ 3 同左]
[(2)～(4) 同左]

2 [同左]

別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

中 間 業 務 報 告 書
第 期 中 (年 月 日から 年 月 日まで)

銀 行 持 株 会 社 名

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況

を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ・ 第 2 同左]
(記載上の注意)
[1 ～ 6 同左]

第 1 [同左]

第 2 中間連結財務諸表

1 [同左]

2 第 期 中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) [略] (2) 次に掲げる会計方針に関する事項 [①～⑥ 略] [判る。] <u>⑦～⑫</u> [略] (3) [略] (4) <u>金融商品</u>（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び<u>金融商品</u>（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（<u>重要性の乏しいものを除く。</u>前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、<u>賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。</u>） [6]・(7) 略] <u>(8)</u> 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ① 会計方針に関する情報 ② リース特有の取引に関する情報 ③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報 銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。 <u>(9)～(18)</u> [略] [2～5 略] 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債で	1 [同左] (1) [同左] (2) [同左] [①～⑥ 同左] <u>⑦</u> リース取引の処理方法 <u>⑧～⑬</u> [同左] (3) [同左] (4) <u>金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項</u> (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（<u>ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。</u>） [6]・(7) 同左] [加える。] <u>(8)～(17)</u> [同左] [2～5 同左] 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債で
--	--

その金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

[3 ～ 5 略]

別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

銀 行 持 株 会 社 名 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ・ 第 2 略]

(記載上の注意)

[1 ～ 6 略]

第 1 [略]

第 2 連結財務諸表

1 [略]

2 第 期末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

その金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

[3 ～ 5 同左]

別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

銀 行 持 株 会 社 名 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ・ 第 2 同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 6 同左]

第 1 [同左]

第 2 連結財務諸表

1 [同左]

2 第 期末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔略〕		〔略〕	
有 形 固 定 資 産			
〔略〕			
使 用 権 資 産			
〔略〕			
無 形 固 定 資 産			
〔略〕			
使 用 権 資 産			
〔略〕			
〔略〕		(純資産の部)	
〔略〕		〔略〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 〔略〕

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

〔①～⑥ 略〕

〔判る。〕

⑦～⑫ 〔略〕

〔(3)・(4) 略〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔同左〕		〔同左〕	
有 形 固 定 資 産			
〔同左〕			
リ ー ス 資 産			
〔同左〕			
無 形 固 定 資 産			
〔同左〕			
リ ー ス 資 産			
〔同左〕			
〔同左〕		(純資産の部)	
〔同左〕		〔同左〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔①～⑥ 同左〕

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ 〔同左〕

〔(3)・(4) 同左〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～(11) 略〕

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔(13)～(24) 略〕

〔2～6 略〕

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

8 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

3 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(記載上の注意)

〔7〕～(11) 同左〕

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項
(会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。)

〔(13)～(24) 同左〕

〔2～6 同左〕

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

8 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

3 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(記載上の注意)

〔略〕

(1) 連結損益計算書

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1～7 略〕

8 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

9 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10 〔略〕

(2) 〔略〕

連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1～8 略〕

9 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する

〔同左〕

(1) 〔同左〕

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1～7 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

8 〔同左〕

(2) 〔同左〕

連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1～8 同左〕

〔加える。〕

受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

10 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

11・12 [略]

13 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、12の注記と併せて記載することができる。

[4 ・ 5 略]

別紙様式第 13 号（第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係）

第 1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀 行 持 株 会 社 名
代表取締役又は代表執行役 氏 名

（記載上の注意）

[1 ～ 3 略]

4 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意 2(14)に掲げる事項は、常に注記すること。

[加える。]

9・10 [同左]

11 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10の注記と併せて記載することができる。

[4 ・ 5 同左]

別紙様式第 13 号（第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係）

第 1 第 期 中 間 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀 行 持 株 会 社 名
代表取締役又は代表執行役 氏 名

（記載上の注意）

[1 ～ 3 同左]

4 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意 2(13)に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)	中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)
〔表略〕 (記載上の注意) 1 〔略〕 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) 〔略〕 (2) 次に掲げる会計方針に関する事項 〔①～⑥ 略〕 〔削る。〕 <u>⑦～⑫</u> 〔略〕 (3) 〔略〕 (4) <u>金融商品</u> (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び<u>金融商品</u> (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。<u>前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。</u>) 〔(6)・(7) 略〕 <u>⑧</u> 次に掲げるリースに関する事項 (重要性の乏しいものを除く。) ① 会計方針に関する情報 ② リース特有の取引に関する情報 ③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報 銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従	〔同左〕 (記載上の注意) 1 〔同左〕 2 〔同左〕 (1) 〔同左〕 (2) 〔同左〕 〔①～⑥ 同左〕 <u>⑦</u> リース取引の処理方法 <u>⑧～⑫</u> 〔同左〕 (3) 〔同左〕 (4) <u>金融商品</u>の時価等に関する事項及び<u>金融商品</u>の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (<u>ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。</u>) 〔(6)・(7) 同左〕 〔加える。〕

い記載すること。

(9)～(19) [略]

[3～6 略]

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

[略] 中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)

[略] 中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)

[略] 第2 [略]

別紙様式第13号の2 (第34条の25第1項及び第4項関係)

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀 行 持 株 会 社 名
代表取締役又は代表執行役 氏名

(記載上の注意)

[1～4 略]

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

科	目	金 額	科	目	金 額
---	---	-----	---	---	-----

(8)～(18) [同左]

[3～6 同左]

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

[同左] 中間連結損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)

[同左] 中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)

[同左] 第2 [同左]

別紙様式第13号の2 (第34条の25第1項及び第4項関係)

第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日

住 所
銀 行 持 株 会 社 名
代表取締役又は代表執行役 氏名

(記載上の注意)

[1～4 同左]

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円)

科	目	金 額	科	目	金 額
---	---	-----	---	---	-----

(資 産 の 部)	(負 債 の 部)
[略]	[略]
有 形 固 定 資 産	
[略]	
<u>使 用 権 資 産</u>	
[略]	
無 形 固 定 資 産	
[略]	
<u>使 用 権 資 産</u>	
[略]	(純資産の部)
[略]	[略]
資 産 の 部 合 計	負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑫ [略]

[③・④ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品 (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(資 産 の 部)	(負 債 の 部)
[同左]	[同左]
有 形 固 定 資 産	
[同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u>	
[同左]	
無 形 固 定 資 産	
[同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u>	
[同左]	(純資産の部)
[同左]	[同左]
資 産 の 部 合 計	負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

[③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

〔7)～(1) 略〕

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔(13)～(25) 略〕

〔3～7 略〕

8 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

9 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

連結損益計算書（年 月 日から年 月 日まで）

〔表略〕
（記載上の注意）

〔7)～(1) 同左〕

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。）

〔(13)～(25) 同左〕

〔3～7 同左〕

8 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

9 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

連結損益計算書（年 月 日から年 月 日まで）

〔同左〕
（記載上の注意）

[1 ～ 7 略]

8 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

9 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10・11 [略]

連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合]

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 7 略]

8 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

9 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して

[1 ～ 7 同左]

[加える。]

[加える。]

8・9 [同左]

連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合]

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 7 同左]

[加える。]

[加える。]

表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 <u>10・11</u> [略] 第2 [略]	<u>8・9</u> [同左] 第2 [同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(無尽業法施行細則の一部改正)

第二条 無尽業法施行細則(昭和六年大蔵省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				改正前			
(業務報告書雛形) 第何期業務報告書 年 月 日ヨリ 年 月 日 也				(業務報告書雛形) 第何期業務報告書 年 月 日ヨリ 年 月 日 也			
府市町 何何何何番地 県郡村 何無尽株式会社 取締役 氏 取締役 氏 取締役 氏 取締役 氏 取締役 氏				府市町 何何何何番地 県郡村 何無尽株式会社 取締役 氏 取締役 氏 取締役 氏 取締役 氏 取締役 氏			
金融庁長官 殿 目次 [一〇四 略] 備考 [一〇四 略]				金融庁長官 殿 目次 [一〇四 同上] 備考 [一〇四 同上]			
一 [空] 二 第何期末 (年 月 日現在) 貸借対照表				一 [空] 二 第何期末 (年 月 日現在) 貸借対照表			
科	目	金額	円	科	目	金額	円
(資産の部)				(資産の部)			
[略]				[同左]			
有形固定資産				有形固定資産			
[略]				[同左]			
使用権資産				リース資産			
[略]				[同左]			
(負債の部)				(負債の部)			
[略]				[同左]			
その他負債				その他負債			
[略]				[同左]			
リース負債				リース負債			
[略]				[同左]			

無形固定資産 [略]			
使用権資産 [略]		(純資産の部) [略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部 合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑤ 略]

[判る。]

⑥・⑦ [略]

③・④ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔12〕 略]

(13) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

無形固定資産 [同左]			
リース資産 [同左]		(純資産の部) [同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部 合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦・⑧ [同左]

③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

〔7〕～〔12〕 同左]

(13) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

(会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。)

無尽会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、無尽会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である無尽会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔14～24 略〕

〔2・3 略〕

4 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

5 〔略〕

三 第何期（自 年 月 日）損益計算書
至 年 月 日

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～9 略〕

10 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12 〔略〕

〔14～24 同左〕

〔2・3 同左〕

4 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

5 〔同左〕

三 第何期（自 年 月 日）損益計算書
至 年 月 日

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～9 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

10 〔同左〕

四 [略]

(附属明細書ひな形)

第 期 (年 月 日から) 附属明細書
住所

無尽株式会社

代表取締役 氏 名

(記載上の注意)

[略]

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：千円)

資産の種類	当期中 残高	当期中 増加額	当期中 減少額	当期中 償却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償却累 計率 %
有形固定資産 [略]							
<u>使用権資産</u> [略]							
[略]							
無形固定資産 [略]							
<u>使用権資産</u> [略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

四 [同左]

(附属明細書ひな形)

第 期 (年 月 日から) 附属明細書
住所

無尽株式会社

代表取締役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

1 [同左]

(1) [同左]

(単位：千円)

資産の種類	当期中 残高	当期中 増加額	当期中 減少額	当期中 償却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償却累 計率 %
有形固定資産 [同左]							
<u>リース資産</u> [同左]							
[同左]							
無形固定資産 [同左]							
<u>リース資産</u> [同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔2〕～〔4〕 略	〔2〕～〔4〕 同左
2 〔略〕	2 〔同左〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第三条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 出 総				名 出 細			
別紙様式第2号 (第25条第1項関係)							
第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表				第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表			
年 月 日 作成				年 月 日 作成			
年 月 日 備付				年 月 日 備付			
住 所				住 所			
信用金庫名				信用金庫名			
理 事 長 氏				理 事 長 氏			
名				名			
科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]		[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債				そ の 他 負 債	
		[略]				[同左]	
		リ ー ス 負 債				リ ー ス 負 債	
		[略]				[同左]	
有 形 固 定 資 産				有 形 固 定 資 産			
[略]				[同左]			
使 用 権 資 産				リ ー ス 資 産			
[略]				[同左]			
無 形 固 定 資 産				無 形 固 定 資 産			
[略]				[同左]			
使 用 権 資 産				リ ー ス 資 産			
[略]				[同左]			
[略]		(純資産の部)		[同左]		(純資産の部)	
		[略]				[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計		資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1. [同左]			
(1) [略]				(1) [同左]			
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項				(2) [同左]			
[①～⑥ 略]				[①～⑥ 同左]			

〔判る。〕

⑦～⑩ 〔略〕

〔3〕・〔4〕 略

(5) 金融商品に関する事項

① 〔略〕

② 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔13〕 略

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ 〔同左〕

〔3〕・〔4〕 同左

(5) 〔同左〕

① 〔同左〕

② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

〔7〕～〔13〕 同左

(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

〔15〕～〔26〕 略〕

〔2. ～5. 略〕

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 略〕

別紙様式第3号（第25条第1項関係）

第	期	（	年	月	日から	損益計算書
年	月	日	作成	住	所	
年	月	日	備付	信用金庫名		
				理 事 長 氏	名	

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 略〕

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14. 〔略〕

15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

〔15〕～〔26〕 同左〕

〔2. ～5. 同左〕

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 同左〕

別紙様式第3号（第25条第1項関係）

第	期	（	年	月	日から	損益計算書
年	月	日	作成	住	所	
年	月	日	備付	信用金庫名		
				理 事 長 氏	名	

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

10. ～12. 〔同左〕

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

51項に規定する遡及適用をいう。15.において同じ。） 、 修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第 4 号（第25条第 1 項関係）

第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫名
理 事 長 氏 名

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	償却果 計率 %
有形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							
[略]							
無形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]
[(2) ～ (7) 略]

51項に規定する遡及適用をいう。以下13.において同じ。） 、 修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第 4 号（第25条第 1 項関係）

第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫名
理 事 長 氏 名

1. [同左]

(1) [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	償却果 計率 %
有形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							
[同左]							
無形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]
[(2) ～ (7) 同左]

2. [略]

別紙様式第6号 (第25条第1項関係)

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略] の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 負 債	
[略]		[略]	
使 用 権 資 産		[略]	
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
[略]		(純資産の部)	
[略]		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) [略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- [①～⑥ 略]
- [判る。]

2. [同左]

別紙様式第6号 (第25条第1項関係)

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左] の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 負 債	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産		[同左]	
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
[同左]		(純資産の部)	
[同左]		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

- (1) [同左]
- (2) [同左]
- [①～⑥ 同左]
- ⑦ リース取引の処理方法

⑦～⑩ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(13) 略]

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

[(15)～(26) 略]

[2. ～5. 略]

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

[7. ～9. 略]

別紙様式第7号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで） 損益計算書

⑧～⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)～(13) 同左]

(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

[(15)～(26) 同左]

[2. ～5. 同左]

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

[7. ～9. 同左]

別紙様式第7号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで） 損益計算書

年 月 日	作成 日	住 所
年 月 日	備付 日	信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名
[表略]		
(記載上の注意)		
[1. ～ 9. 略]		
10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。		
(1) フライナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)		
(2) フライナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額		
(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)		
11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。		
12. ～14. [略]		
15. 適及適用 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適及適用をいう。15. において同じ。)、修正再表示 (同条第53項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。) 又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金 (当期首残高) に対する累積的影響額及び当該適及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金 (当期首残高) を区分表示すること。		
別紙様式第8号 (第25条第1項関係)		
第 期	(年 月 日)	年 月 日から 年 月 日まで
附属明細書		

年 月 日	作成 日	住 所
年 月 日	備付 日	信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名
[同左]		
(記載上の注意)		
[1. ～ 9. 同左]		
[加える。]		
10. ～12. [同左]		
13. 適及適用 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適及適用をいう。以下13. において同じ。)、修正再表示 (同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。) 又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金 (当期首残高) に対する累積的影響額及び当該適及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金 (当期首残高) を区分表示すること。		
別紙様式第8号 (第25条第1項関係)		
第 期	(年 月 日)	年 月 日から 年 月 日まで
附属明細書		

年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	償却累 計率 %
有形固定資産							
[略]							
使用権資産							
[略]							
[略]							
無形固定資産							
[略]							
使用権資産							
[略]							
[略]							

(記載上の注意)

1. ～3. 略]

[(2)～(7) 略]

2. [略]

別紙様式第10号 (第25条第1項関係)

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表

年 月 日 作成 住 所

年 月 日 備付 信用金庫連合会名

理 事 長 氏 名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	

年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

1. [同左]

(1) [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	償却累 計率 %
有形固定資産							
[同左]							
リース資産							
[同左]							
[同左]							
無形固定資産							
[同左]							
リース資産							
[同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

1. ～3. 同左]

[(2)～(7) 同左]

2. [同左]

別紙様式第10号 (第25条第1項関係)

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表

年 月 日 作成 住 所

年 月 日 備付 信用金庫連合会名

理 事 長 氏 名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	

有 形 固 定 資 産 [略]	そ の 他 負 債 [略]	
使 用 権 資 産 [略]	リ ー ス 負 債 [略]	
無 形 固 定 資 産 [略]		
使 用 権 資 産 [略]	[略]	
[略]	(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略

[削る。]

⑦～⑩ [略]

③・④ 略

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品 (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[同左]	[同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]	そ の 他 負 債 [同左]	
リ ー ス 資 産 [同左]	リ ー ス 債 務 [同左]	
無 形 固 定 資 産 [同左]	[同左]	
リ ー ス 資 産 [同左]	[同左]	
[同左]	(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

③・④ 同左

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

〔7〕～〔13〕 略〕

〔14〕 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

〔15〕～〔26〕 略〕

〔2. ～5. 略〕

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 略〕

別紙様式第11号（第25条第1項関係）

第 期 （ 年 月 日から 年 月 日まで ） 損益計算書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 略〕

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

（1）ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

〔7〕～〔13〕 同左〕

〔14〕 リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

〔15〕～〔26〕 同左〕

〔2. ～5. 同左〕

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 同左〕

別紙様式第11号（第25条第1項関係）

第 期 （ 年 月 日から 年 月 日まで ） 損益計算書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 同左〕

〔加える。〕

- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14. [略]

15. 適及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適及適用をいう。15.において同じ。）修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該適及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第12号（第25条第1項関係）

第 期 （ 年 月 日から ） 附属明細書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名

理 事 長 氏 名

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳 簿 価 額	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有形固定資産							%

[加える。]

10. ～12. [同左]

13. 適及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適及適用をいう。以下13.において同じ。）修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該適及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第12号（第25条第1項関係）

第 期 （ 年 月 日から ） 附属明細書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名

理 事 長 氏 名

1. [同左]

(1) [同左]

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳 簿 価 額	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有形固定資産							%

〔略〕 使用権資産 〔略〕					
〔略〕					
無形固定資産 〔略〕 使用権資産 〔略〕					
〔略〕					

(記載上の注意)

〔1. ～3. 略〕

〔2)～(7) 略〕

2. 〔略〕

別紙様式第13号 (第131条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理 事 長 氏 名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

頁

〔同左〕 リース資産 〔同左〕					
〔同左〕					
無形固定資産 〔同左〕 リース資産 〔同左〕					
〔同左〕					

(記載上の注意)

〔1. ～3. 同左〕

〔2)～(7) 同左〕

2. 〔同左〕

別紙様式第13号 (第131条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理 事 長 氏 名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

頁

[第1～第5 略]
(記載上の注意)
[1. ～5. 略]

第 1 事業概況書

第 期(年 月 日から 年 月 日まで)

[1. ～9. 略]

10. 有形固定資産

[表略]

(記載上の注意)

[1. ・2. 略]

3. 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。

[11. ～15. 略]

第 2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在

(信用金庫名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
		そ の 他 負 債 [略]	
		リ ー ス 負 債 [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]			
使 用 権 資 産 [略]			
無 形 固 定 資 産 [略]			
使 用 権 資 産			

[第1～第5 同左]
(記載上の注意)
[1. ～5. 同左]

第 1 事業概況書

第 期(年 月 日から 年 月 日まで)

[1. ～9. 同左]

10. 有形固定資産

[同左]

(記載上の注意)

[1. ・2. 同左]

3. 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。

[11. ～15. 同左]

第 2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在

(信用金庫名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
		そ の 他 負 債 [同左]	
		リ ー ス 負 債 [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]			
使 用 権 資 産 [同左]			
無 形 固 定 資 産 [同左]			
使 用 権 資 産			

〔略〕 〔略〕		(純 資 産 の 部) 〔略〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)			
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1) 〔略〕			
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項			
〔①～⑥ 略〕			
〔削る。〕			
<u>⑦～⑪</u> 〔略〕			
〔(3)・(4) 略〕			
(5) 金融商品に関する事項			
① 〔略〕			
② <u>金融商品</u> （リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）			
③ <u>金融商品</u> （リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）			
連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。			
(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）			
① 賃貸等不動産の状況に関する事項			

〔同左〕 〔同左〕		(純 資 産 の 部) 〔同左〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)			
1. 〔同左〕			
(1) 〔同左〕			
(2) 〔同左〕			
〔①～⑥ 同左〕			
<u>⑦</u> リース取引の処理方法			
<u>⑧～⑫</u> 〔同左〕			
〔(3)・(4) 同左〕			
(5) 〔同左〕			
① 〔同左〕			
② <u>金融商品</u> の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）			
③ <u>金融商品</u> の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）			
連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。			
(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）			

- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(13) 略〕

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

〔(15)～(26) 略〕

〔2. ～5. 略〕

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 略〕

第 3 損 益 計 算 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

〔表略〕

（記載上の注意）

〔(7)～(13) 同左〕

(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

〔(15)～(26) 同左〕
〔2. ～5. 同左〕

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 同左〕

第 3 損 益 計 算 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

〔同左〕

（記載上の注意）

[1. ～ 9. 略]

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) フライナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)
- (2) フライナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)
11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
12. ～ 15. [略]

[第 4 ・ 第 5 略]

別紙様式第13号の 2 (第131条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書
(年 月 日から 年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理事 長 氏名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書
目 次

[1. ～ 9. 同左]

[加える。]

[加える。]

10. ～ 13. [同左]

[第 4 ・ 第 5 同左]

別紙様式第13号の 2 (第131条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書
(年 月 日から 年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理事 長 氏名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書
目 次

[第1・第2 略]
(記載上の注意)
[1. ～4. 略]

第1 [略]
第2 連結財務諸表

1. [略]
2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略] 有 形 固 定 資 産		[略]	
[略] 使 用 権 資 産			
[略] 無 形 固 定 資 産		(純資産の部)	
[略] 使 用 権 資 産		[略]	
[略]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
(1) [略]
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項
[①～⑥ 略]
[割る。]
⑦～⑫ [略]

[第1・第2 同左]
(記載上の注意)
[1. ～4. 同左]

第1 [同左]
第2 連結財務諸表

1. [同左]
2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左] 有 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左] リ ー ス 資 産			
[同左] 無 形 固 定 資 産		(純資産の部)	
[同左] リ ー ス 資 産		[同左]	
[同左]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)
1. [同左]
(1) [同左]
(2) [同左]
[①～⑥ 同左]
⑦ リース取引の処理方法
⑧～⑬ [同左]

〔3〕・〔4〕 略

(5) 金融商品に関する事項

- ① [略]
- ② 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

- ③ 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の5の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔11〕 略

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

〔13〕～〔22〕 略

〔2〕．～〔4〕． 略

〔3〕・〔4〕 同左

(5) [同左]

- ① [同左]
- ② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

- ③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の5の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

〔7〕～〔11〕 同左

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

〔13〕～〔22〕 同左

〔2〕．～〔4〕． 同左

5. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

[7.・8. 略]

3 (年 月 日から) 連結損益計算書
年 月 日まで

【表略】

(記載上の注意)

[1.～5. 略]

6. 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フライナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) フライナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

7. リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

8.～10. [略]

5. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

[7.・8. 同左]

3 (年 月 日から) 連結損益計算書
年 月 日まで

【同左】

(記載上の注意)

[1.～5. 同左]

[加える。]

[加える。]

6.～8. [同左]

4 [略]

別紙様式第14号 (第131条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理 事 長 氏 名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書
目 次

頁

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1. ～5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

[1. ～9. 略]

10. 有形固定資産

[表略]

(記載上の注意)

[1. ・2. 略]

3. 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うも

4 [同左]

別紙様式第14号 (第131条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理 事 長 氏 名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書
目 次

頁

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1. ～5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

[1. ～9. 同左]

10. 有形固定資産

[同左]

(記載上の注意)

[1. ・2. 同左]

3. 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うも

のとする。

[11. ～16. 略]

第 2 貸 借 対 照 表

(信用金庫連合会名)

第 期 末 年 月	日現在		
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
		そ の 他 負 債	
		[略]	
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 負 債	
[略]		[略]	
使 用 権 資 産		[略]	
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
[略]		(純資産の部)	
		[略]	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

〔①～⑥ 略〕

〔削る。〕

⑦～⑪ [略]

〔③・④ 略〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品 (リース負債を除く。) の時

のとする。

[11. ～16. 同左]

第 2 貸 借 対 照 表

(信用金庫連合会名)

第 期 末 年 月	日現在		
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債	
		[同左]	
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 負 債	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産		[同左]	
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
[同左]		(純資産の部)	
[同左]		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

〔①～⑥ 同左〕

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

〔③・④ 同左〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(13) 略〕

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

〔(15)～(26) 略〕

〔2. ～ 5. 略〕

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含め

融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔(7)～(13) 同左〕

(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

〔(15)～(26) 同左〕

〔2. ～ 5. 同左〕

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含め

ることができる。

[7. ～9. 略]

第 3 損 益 計 算 書

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～9. 略]

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～15. [略]

[第4～第6 略]

別紙様式第14号の2 (第131条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

ることができる。

[7. ～9. 同左]

第 3 損 益 計 算 書

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～9. 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

10. ～13. [同左]

[第4～第6 同左]

別紙様式第14号の2 (第131条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理 事 長 氏 名)
年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり
報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書

目 次

頁

[第1・第2 略]
(記載上の注意)
[1. ～4. 略]

第1 [略]
第2 連結財務諸表

1 [略]
2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産		(純資産の部)	
[略]		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

(理 事 長 氏 名)
年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり
報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書

目 次

頁

[第1・第2 同左]
(記載上の注意)
[1. ～4. 同左]

第1 [同左]
第2 連結財務諸表

1 [同左]
2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産		(純資産の部)	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産			
[同左]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)
1. [同左]

は、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑫ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(11) 略]

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

[(13)～(21) 略]

[2. ～5. 略]

6. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)～(11) 同左]

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

[(13)～(21) 同左]

[2. ～5. 同左]

6. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務

額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース負債」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔8.・9. 略〕

3 $\left(\begin{array}{cc} \text{年} & \text{月} \\ \text{年} & \text{月} \end{array} \right)$ 日から
日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

〔略〕

(1) 連結損益計算書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～6. 略〕

7. 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) フアイナンス・リースに係るリース負債及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8. リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9. ～11. 〔略〕

(2) 〔略〕

「及び」資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

7. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔8.・9. 同左〕

3 $\left(\begin{array}{cc} \text{年} & \text{月} \\ \text{年} & \text{月} \end{array} \right)$ 日から
日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

〔同左〕

(1) 〔同左〕

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～6. 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

7. ～9. 〔同左〕

(2) 〔同左〕

(3) 連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1. ～7. 略〕

8. 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フライナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) フライナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

9. リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10. ～13. 〔略〕

14. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、13. の注記と併せて記載することを妨げない。

〔4・5 略〕

別紙様式第15号 (第131条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(3) 〔同左〕

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1. ～7. 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

8. ～11. 〔同左〕

12. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、11. の注記と併せて記載することを妨げない。

〔4・5 同左〕

別紙様式第15号 (第131条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

有 形 固 定 資 産	そ の 他 負 債	
使 用 権 資 産	リ ー ス 負 債	
無 形 固 定 資 産	リ ー ス 負 債	
使 用 権 資 産	リ ー ス 負 債	
資 産 の 部 合 計	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略

〔削る。〕

⑦～⑩ [略]

〔(3)・(4) 略〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

有 形 固 定 資 産	そ の 他 負 債	
リ ー ス 資 産	リ ー ス 債 務	
無 形 固 定 資 産	リ ー ス 債 務	
リ ー ス 資 産	リ ー ス 債 務	
資 産 の 部 合 計	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

〔(3)・(4) 同左〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔13〕 略〕

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

〔(15)～(26) 略〕

〔2. ～ 5. 略〕

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～ 9. 略〕

第 3 損 益 計 算 書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～ 9. 略〕

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には

〔7〕～〔13〕 同左〕

(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

〔(15)～(26) 同左〕

〔2. ～ 5. 同左〕

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～ 9. 同左〕

第 3 損 益 計 算 書

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～ 9. 同左〕

〔加える。〕

、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 (1) フアイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。) (2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 (3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。) <u>11.</u> リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 <u>12. ～15.</u> [略] [第4～第6 略]	[加える。] <u>10. ～13.</u> [同左] [第4～第6 同左]
備考 表中の「」の記号は注記を要する。	

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 出 綴				名 出 遍			
別紙様式第2号 (第15条関係)							
第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表				第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表			
年 月 日 作成				年 月 日 作成			
年 月 日 備付				年 月 日 備付			
住 所				住 所			
信用組合名				信用組合名			
理事(組合)長 氏名				理事(組合)長 氏名			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]		[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債				そ の 他 負 債	
		[略]				[同左]	
		リ ー ス 負 債				リ ー ス 負 債	
		[略]				[同左]	
有 形 固 定 資 産		[略]		有 形 固 定 資 産		[同左]	
[略]				[同左]			
使 用 権 資 産				リ ー ス 資 産			
[略]				[同左]			
無 形 固 定 資 産				無 形 固 定 資 産			
[略]				[同左]			
使 用 権 資 産				リ ー ス 資 産			
[略]				[同左]			
		(純 資 産 の 部)				(純 資 産 の 部)	
		[略]				[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計		資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1. [同左]			

(1) [略]	
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項 [①～⑥ 略] [判る。]	
<u>⑦～⑩</u> [略] [③・④ 略]	
(5) 金融商品に関する事項 ① [略]	
② <u>金融商品</u> （リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）	
③ <u>金融商品</u> （リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）	
(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）	
① 賃貸等不動産の状況に関する事項	
② 賃貸等不動産の時価に関する事項 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。	
[⑦～⑬ 略]	
(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）	
① 会計方針に関する情報	
② リース特有の取引に関する情報	
③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報	

(1) [同左]	
(2) [同左] [①～⑥ 同左]	
<u>⑦</u> リース取引の処理方法 <u>⑧～⑫</u> [同左] [③・④ 同左]	
(5) [同左]	
① [同左]	
② <u>金融商品の時価等に関する事項</u> （簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）	
③ <u>金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項</u> （金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）	
(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項	
[⑦～⑬ 同左]	
(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項	

信用組合が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用組合が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

【(15)～(26) 略】

【2. ～ 5. 略】

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

【7. ～ 9. 略】

別紙様式第3号 (第15条関係)

第 期	（	年 月 日	から	）	損益計算書
年 月 日	作成	年 月 日	備付		
住 所					
信 用 組 合 名					
理 事 (組 合) 長 氏 名					

【表略】

(記載上の注意)

【1. ～ 9. 略】

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

【(15)～(26) 同左】

【2. ～ 5. 同左】

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

【7. ～ 9. 同左】

別紙様式第3号 (第15条関係)

第 期	（	年 月 日	から	）	損益計算書
年 月 日	作成	年 月 日	備付		
住 所					
信 用 組 合 名					
理 事 (組 合) 長 氏 名					

【同左】

(記載上の注意)

【1. ～ 9. 同左】

【加える。】

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14. [略]

15. 適及適用 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適及適用をいう。15. において同じ。) 、修正再表示 (同条第53項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。) 又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行なった場合には、繰越金 (当期首残高) に対する累積的影響額及び当該適及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金 (当期首残高) を区分表示すること。

別紙様式第4号 (第15条関係)

第 期 (年 月 日から) 附属明細書
年 月 日 作成
年 月 日 備付

住 所
信用組合 長 氏名
理事 (組合)

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償却 累計 率 %
有形固定資産 [略] 使用権資産							

[加える。]

10. ～12. [同左]

13. 適及適用 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適及適用をいう。以下13. において同じ。) 、修正再表示 (同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。) 又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行なった場合には、繰越金 (当期首残高) に対する累積的影響額及び当該適及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金 (当期首残高) を区分表示すること。

別紙様式第4号 (第15条関係)

第 期 (年 月 日から) 附属明細書
年 月 日 作成
年 月 日 備付

住 所
信用組合 長 氏名
理事 (組合)

1. [同左]

(1) [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償却 累計 率 %
有形固定資産 [同左] リース資産							

〔略〕						
〔略〕						
無形固定資産						
〔略〕						
使用権資産						
〔略〕						
〔略〕						

(記載上の注意)

〔1. ～3. 略〕

〔2)～(6) 略〕

〔2. ・3. 略〕

別紙様式第6号 (第15条関係)

第
期
(
年
月
日
現在)
貸借対照表

年
月
日
作成

年
月
日
備付

住
所

信用協同組合連合会名

理事
長
氏名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔略〕		〔略〕	
		そ の 他 負 債	
		〔略〕	
		リ ー ス 負 債	
		〔略〕	
有 形 固 定 資 産			
〔略〕			
使 用 権 資 産			
〔略〕			

〔同左〕						
〔同左〕						
無形固定資産						
〔同左〕						
リース資産						
〔同左〕						
〔同左〕						

(記載上の注意)

〔1. ～3. 同左〕

〔2)～(6) 同左〕

〔2. ・3. 同左〕

別紙様式第6号 (第15条関係)

第
期
(
年
月
日
現在)
貸借対照表

年
月
日
作成

年
月
日
備付

住
所

信用協同組合連合会名

理事
長
氏名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔同左〕		〔同左〕	
		そ の 他 負 債	
		〔同左〕	
		リ ー ス 債 務	
		〔同左〕	
有 形 固 定 資 産			
〔同左〕			
リ ー ス 資 産			
〔同左〕			

無形固定資産 [略]		
使用権資産 [略]		(純資産の部)
[略]	[略]	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑩ [略]

⑬・⑭ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品 (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

⑦～⑩ 略]

(14) 次に掲げるリースに関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用協同組合連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項

無形固定資産 [同左]		
リース資産 [同左]		(純資産の部)
[同左]	[同左]	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑩ [同左]

⑬・⑭ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

⑦～⑩ 同左]

(14) リースより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

について記載し、信用協同組合連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

〔15〕～〔20〕 略〕

〔2. ～5. 略〕

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 略〕

別紙様式第7号（第15条関係）

第	期	（	年	月	日から	）	損益計算書
年	月	日	作成				
年	月	日	備付				
			住		所		
			信用協同組合連合会		名		
			理	事	長	氏名	

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 略〕

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示

〔15〕～〔20〕 同左〕

〔2. ～5. 同左〕

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 同左〕

別紙様式第7号（第15条関係）

第	期	（	年	月	日から	）	損益計算書
年	月	日	作成				
年	月	日	備付				
			住		所		
			信用協同組合連合会		名		
			理	事	長	氏名	

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14. [略]

15. 適及適用 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適及適用をいう。15. において同じ。) 又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金 (当期首残高) に対する累積的影響額及び当該適及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金 (当期首残高) を区分表示すること。

別紙様式第8号 (第15条関係)

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書
年 月 日 作成
年 月 日 備付

住 所
信用協同組合連合会
理 事 長 氏名

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償却 累計 率
有形固定資産 [略]							%

10. ～12. [同左]

13. 適及適用 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適及適用をいう。以下13. において同じ。) 又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金 (当期首残高) に対する累積的影響額及び当該適及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金 (当期首残高) を区分表示すること。

別紙様式第8号 (第15条関係)

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書
年 月 日 作成
年 月 日 備付

住 所
信用協同組合連合会
理 事 長 氏名

1. [同左]

(1) [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償却 累計 率
有形固定資産 [同左]							%

<u>使用権資産</u>						
〔略〕						
〔略〕						
無形固定資産						
〔略〕						
<u>使用権資産</u>						
〔略〕						
〔略〕						

(記載上の注意)

〔1. ～3. 略〕

〔(2)～(6) 略〕

〔2. ・3. 略〕

別紙様式第9号 (第68条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

(信用組合名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用組合名)
(理事 (組合) 長 氏名)
年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の
とおり報告します。

業 務 報 告 書
目 次

頁

〔第1～第5 略〕

<u>リース資産</u>						
〔同左〕						
〔同左〕						
無形固定資産						
〔同左〕						
<u>リース資産</u>						
〔同左〕						
〔同左〕						

(記載上の注意)

〔1. ～3. 同左〕

〔(2)～(6) 同左〕

〔2. ・3. 同左〕

別紙様式第9号 (第68条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

(信用組合名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用組合名)
(理事 (組合) 長 氏名)
年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の
とおり報告します。

業 務 報 告 書
目 次

頁

〔第1～第5 同左〕

(記載上の注意)

[1. ～5. 略]

第1事業概況書

第 期

年 月 日から

年 月 日まで

[1. ～9. 略]

10. 有形固定資産

[表略]

(記載上の注意)

[1. ・2. 略]

3. 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

[11. ～15. 略]

第2貸借対照表

第 期末

年 月 日現在

(信用組合名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
		そ の 他 負 債	
		[略]	
		リ ー ス 負 債	
		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			

(記載上の注意)

[1. ～5. 同左]

第 1 事業概況書

第 期

年 月 日から

年 月 日まで

[1. ～9. 同左]

0. [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1. ・2. 同左]

3. 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

[11. ～15. 同左]

第 2 貸借対照表

第 期末

年 月 日現在

(信用組合名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債	
		[同左]	
		リ ー ス 負 務	
		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			

使 用 権 資 産 [略]		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略

〔別る。〕

⑦～⑩ [略]

〔3〕・〔4〕 略

(5) 金融商品に関する事項

① [略]

② 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

リ ー ス 資 産 [同左]		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

〔3〕・〔4〕 同左

(5) [同左]

① [同左]

② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項 ② 賃貸等不動産の時価に関する事項 連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。 〔7〕～〔13〕 略〕	要しない。）
〔14〕 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ① 会計方針に関する情報 ② リース特有の取引に関する情報 ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 信用組合が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用組合が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 ②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。 ①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 〔15〕～〔26〕 略〕	〔14〕 リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 〔7〕～〔13〕 同左〕
〔2. ～ 5. 略〕 6. 「<u>使用権資産</u>」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「<u>使用権資産</u>」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「<u>使用権資産</u>」を除く。）に含めることができる。 〔7. ～ 9. 略〕	〔15〕～〔26〕 同左〕 〔2. ～ 5. 同左〕 6. 「<u>リース資産</u>」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「<u>リース資産</u>」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「<u>リース資産</u>」を除く。）に含めることができる。 〔7. ～ 9. 同左〕
第 3 損 益 計 算 書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）	第 3 損 益 計 算 書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1. ～9. 略〕

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～15. 〔略〕

〔第4・第5 略〕

別紙様式第9号の2 (第68条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書
(年 月 日から
年 月 日まで)

(信用組合名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用組合名)

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1. ～9. 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

10. ～13. 〔同左〕

〔同左〕

〔第4・第5 同左〕

別紙様式第9号の2 (第68条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書
(年 月 日から
年 月 日まで)

(信用組合名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用組合名)

(理事 (組合) 長) 氏名
年 月 日から 年 月 日までの事業の成績
を次のとおり報告します。

連結業務報告書
目 次

[第1・第2 略]
(記載上の注意)

[1. ～4. 略]

第1 [略]
第2 連結財務諸表

1. [略]
2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
[略]		[略]	
使 用 権 資 産			
[略]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について
は、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(理事 (組合) 長) 氏名
年 月 日から 年 月 日までの事業の成績
を次のとおり報告します。

連結業務報告書
目 次

[第1・第2 同左]
(記載上の注意)

[1. ～4. 同左]

第1 [同左]
第2 連結財務諸表

1. [同左]
2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産			
[同左]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項	
①～⑥ 略	
〔割る。〕	
<u>⑦～⑫</u> 〔略〕	
〔(3)・(4) 略〕	
(5) 金融商品に関する事項	
① 〔略〕	
② <u>金融商品（リース負債を除く。）</u> の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）	
③ <u>金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）</u> の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の5の2第1項第3号へに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）	
(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）	
① 賃貸等不動産の状況に関する事項	
② 賃貸等不動産の時価に関する事項 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。	
〔(7)～(11) 略〕	
(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）	
① 会計方針に関する情報	
② リース特有の取引に関する情報	
③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報 信用組合及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げ	

(2) 〔同左〕	
①～⑥ 同左	
<u>⑦</u> リース取引の処理方法	
<u>⑧～⑬</u> 〔同左〕	
〔(3)・(4) 同左〕	
(5) 〔同左〕	
① 〔同左〕	
② <u>金融商品の時価等</u> に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）	
③ <u>金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等</u> に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の5の2第1項第3号へに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）	
(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項	
〔(7)～(11) 同左〕	
(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項	

る事項について記載し、信用組合及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載する。

〔13〕～〔22〕 略〕

〔2. ～ 4. 略〕

5. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ・ 8. 略〕

3. （ 年 月 日から
年 月 日まで ） 連結損益計算書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～ 5. 略〕

6. 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるもののに限る。）

〔13〕～〔22〕 同左〕

〔2. ～ 4. 同左〕

5. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ・ 8. 同左〕

3. （ 年 月 日から
年 月 日まで ） 連結損益計算書

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～ 5. 同左〕

〔加える。〕

7. リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

8. ～10. [略]

4. [略]

別紙様式第10号 (第68条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

(信用協同組合連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用協同組合連合会名)

(理 事 長) 氏名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業 務 報 告 書

目 次

頁

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1. ～5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

[1. ～9. 略]

10. 有形固定資産

[加える。]

6. ～8. [同左]

4. [同左]

別紙様式第10号 (第68条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

(信用協同組合連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用協同組合連合会名)

(理 事 長) 氏名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業 務 報 告 書

目 次

頁

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1. ～5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

[1. ～9. 同左]

10. [同左]

[表略]

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。

[11. ～15. 略]

第 2 貸 借 対 照 表

第 期 末 年 月 日 現在

(信用協同組合連合会名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略] の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	
有 形 固 定 資 産		[略]	
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[同左]

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

3. 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱い扱うものとする。

[11. ～15. 同左]

第 2 貸 借 対 照 表

第 期 末 年 月 日 現在

(信用協同組合連合会名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左] の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	
有 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [略] (2) 次に掲げる会計方針に関する事項 ①～⑥ 略 [判る。] <u>⑦～⑩</u> [略] [3]・(4) 略	(1) [同左] (2) [同左] ①～⑥ 同左 <u>⑦</u> リース取引の処理方法 <u>⑧～⑫</u> [同左] [3]・(4) 同左
(5) 金融商品の状況に関する事項、<u>金融商品</u>（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び<u>金融商品</u>（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。） (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ① 賃貸等不動産の状況に関する事項 ② 賃貸等不動産の時価に関する事項 連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。	(5) 金融商品の状況に関する事項、<u>金融商品</u>の時価等に関する事項及び<u>金融商品</u>の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。） (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
〔7〕～〔13〕 略 (14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ① 会計方針に関する情報 ② リース特有の取引に関する情報 ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 信用協同組合連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用協同組合連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 ②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。 ①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場	〔7〕～〔13〕 同左 (14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

〔15〕～〔20〕 略〕

〔2. ～5. 略〕

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 略〕

第 3 損 益 計 算 書

第 期 （ 年 月 日から
年 月 日まで）

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 略〕

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～15. 〔略〕

〔第 4 ～第 6 略〕

別紙様式第10号の 2 （第68条第 2 項関係）

〔15〕～〔20〕 同左〕

〔2. ～5. 同左〕

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ～9. 同左〕

第 3 損 益 計 算 書

第 期 （ 年 月 日から
年 月 日まで）

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～9. 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

10. ～13. 〔同左〕

〔第 4 ～第 6 同左〕

別紙様式第10号の 2 （第68条第 2 項関係）

(日本産業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(信用協同組合連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用協同組合連合会名)

(理 事 長) 氏名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の

とおり報告します。

連結業務報告書

目 次

[第 1 ・ 第 2 略]

(記載上の注意)

[1 . ～ 4 . 略]

第 1 [略]

第 2 連結財務諸表

1. [略]

2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
使 用 権 資 産			
[略]			
無 形 固 定 資 産			

(日本産業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

(年 月 日から
年 月 日まで)

(信用協同組合連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用協同組合連合会名)

(理 事 長) 氏名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の

とおり報告します。

連結業務報告書

目 次

[第 1 ・ 第 2 同左]

(記載上の注意)

[1 . ～ 4 . 同左]

第 1 [同左]

第 2 連結財務諸表

1. [同左]

2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
リ ー ス 資 産			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			

[略] 使 用 権 資 産 [略] [略]	(純資産の部)	
資 産 の 部 合 計	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意)		
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。		
(1) [略]		
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項		
[①～⑥ 略] [判る。]		
[⑦～⑫ [略]] [③・④ 略]		
(5) 金融商品の状況に関する事項、 <u>金融商品</u> （リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び <u>金融商品</u> （リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項		
(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）		
① 賃貸等不動産の状況に関する事項 ② 賃貸等不動産の時価に関する事項		
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。		
[(7)～(11) 略]		
(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）		
① 会計方針に関する情報		
② リース特有の取引に関する情報		
③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報		
信用協同組合連合会及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用協同組合連合会及びその子会		

[同左] リ ー ス 資 産 [同左] [同左]	(純資産の部)	
資 産 の 部 合 計	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

[③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)～(11) 同左]

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載する。

〔13〕～〔21〕 略〕

〔2.・3. 略〕

4. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

5. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔6.・7. 略〕

3. （年 月 日から）年 月 日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

〔略〕

(1) 連結損益計算書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1.～5. 略〕

6. 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する

〔13〕～〔21〕 同左〕

〔2.・3. 同左〕

4. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

5. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔6.・7. 同左〕

3. （年 月 日から）年 月 日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

〔同左〕

(1) 〔同左〕

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1.～5. 同左〕

〔加える。〕

受取利息相当額

- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

7. リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

8. ～10. [略]

(2) [略]

(3) 連結損益及び包括利益計算書

〔(1) 連結損益計算書〕及び〔(2) 連結包括利益計算書〕を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

〔表略〕

（記載上の注意）

[1. ～6. 略]

7. 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) フライナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) フライナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8. リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9. ～12. [略]

13. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、12. の注記と併せて記載することを妨げな

[加える。]

6. ～8. [同左]

(2) [同左]

(3) [同左]

〔(1) 連結損益計算書〕及び〔(2) 連結包括利益計算書〕を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

〔同左〕

（記載上の注意）

[1. ～6. 同左]

[加える。]

[加える。]

7. ～10. [同左]

11. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10. の注記と併せて記載することを妨げな

い。	い。
備考 表中の「」の記載は注記である。	[4.・5. 略]
	[4.・5. 同左]

(保険業法施行規則の一部改正)

第五条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 正 通				名 正 通			
別紙様式第 6 号 (第59条関係)				別紙様式第 6 号 (第59条関係)			
(日本産業規格 A 4)				(日本産業規格 A 4)			
年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 年 月 日				年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 年 月 日			
金融庁長官 殿				金融庁長官 殿			
住所 会社名 代表取締役 氏 名 年 月 日までの業務 及び財産の状況を次のとおり報告します。				住所 会社名 代表取締役 氏 名 年 月 日までの業務 及び財産の状況を次のとおり報告します。			
[第 1 ～ 第 7 略] (記載上の注意) [1 ～ 7 略] 第 1 [略] 第 2				[第 1 ～ 第 7 同左] (記載上の注意) [1 ～ 7 同左] 第 1 [同左] 第 2			
年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表 (単位：百万円)				年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表 (単位：百万円)			
(生命保険株式会社)				(生命保険株式会社)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]		[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債				そ の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債				リ ー ス 負 債	
		[略]				[同左]	
		(純 資 産 の 部)				(純 資 産 の 部)	
		[略]				[同左]	

資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
(損害保険株式会社)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略] そ の 他 負 債 [略] <u>リ ー ス 負 債</u> [略]	
		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

〔①～⑨ 略〕

〔削る。〕

⑩～⑫ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することとする。中間連結貸借対照表を作成している場合は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産で

資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
(損害保険株式会社)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左] そ の 他 負 債 [同左] <u>リ ー ス 債 務</u> [同左]	
		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

〔①～⑨ 同左〕

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することとする。また、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載することを要しない。）

ある場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(10) 略〕

(ii) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔(12)～(25) 略〕

〔2～5 略〕

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔略〕		〔略〕	
		そ の 他 負 債	
		〔略〕	
		リ ー ス 負 債	
		〔略〕	
		(純 資 産 の 部)	

〔(6)～(10) 同左〕

(ii) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔(12)～(25) 同左〕

〔2～5 同左〕

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔同左〕		〔同左〕	
		そ の 他 負 債	
		〔同左〕	
		リ ー ス 債 務	
		〔同左〕	
		(純 資 産 の 部)	

資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
(損害保険相互会社) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
		そ の 他 負 債	
		[略]	
		リ ー ス 負 債	
		[略]	
		(純 資 産 の 部)	
		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑫ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです足りる。中間連結貸借対照表を作成

資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
(損害保険相互会社) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債	
		[同左]	
		リ ー ス 債 務	
		[同左]	
		(純 資 産 の 部)	
		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、

している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(10) 略〕

(11) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔(12)～(22) 略〕

〔2～5 略〕

〔第3～第7 略〕

別紙様式第6号の2（第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

記載することを要しない。）

〔(6)～(10) 同左〕

(11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔(12)～(22) 同左〕

〔2～5 同左〕

〔第3～第7 同左〕

別紙様式第6号の2（第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

代表取締役 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 略]
(記載上の注意)
[1～7 略]

第1 [略]
第2

年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表
(生命保険株式会社) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
		そ の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	
		[略]	
		(純 資 産 の 部)	
		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
		そ の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	
		[略]	

代表取締役 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 同左]
(記載上の注意)
[1～7 同左]

第1 [同左]
第2

年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表
(生命保険株式会社) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債	
		[同左]	
		リ ー ス 債 務	
		[同左]	
		(純 資 産 の 部)	
		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債	
		[同左]	
		リ ー ス 債 務	
		[同左]	

		[略]	
		(純 資 産 の 部)	
		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑫ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(10) 略〕

(11) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載する

		[同左]	
		(純 資 産 の 部)	
		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(10) 同左〕

(11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

こと。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔(12)～(25) 略〕

〔2～5 略〕

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
		そ の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	
		[略]	
		(純 資 産 の 部)	
		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
		そ の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	

〔(12)～(25) 同左〕

〔2～5 同左〕

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	
		[同左]	
		(純 資 産 の 部)	
		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	

		[略]	
		[略]	
		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑫ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することですりる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(10) 略]

(11) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載

		[同左]	
		[同左]	
		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することですりる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(6)～(10) 同左]

(11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する

重要な有形固定資産及び無形固定資産

し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔12〕～〔22〕 略〕

〔2〕～〔5〕 略〕

〔第3〕～〔第7〕 略〕

別紙様式第6号の3 (第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役

氏 名

年 月 日から 年 月 日までの

当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

〔第1〕～〔第3〕 略〕
(記載上の注意)

〔1〕～〔4〕 略〕

第1 〔略〕

第2 中間連結財務諸表

〔12〕～〔22〕 同左〕

〔2〕～〔5〕 同左〕

〔第3〕～〔第7〕 同左〕

別紙様式第6号の3 (第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役

氏 名

年 月 日から 年 月 日までの

当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

〔第1〕～〔第3〕 同左〕
(記載上の注意)

〔1〕～〔4〕 同左〕

第1 〔同左〕

第2 〔同左〕

1	[略]	1	[同左]
2	中間連結貸借対照表	2	[同左]
	年度中（ 年 月 日現在） 中間連結貸借対照表		年度中（ 年 月 日現在） 中間連結貸借対照表
	(1) （生命保険株式会社及びその子会社等） [表略]		(1) （生命保険株式会社及びその子会社等） [同左]
	(2) （損害保険株式会社及びその子会社等） [表略]		(2) （損害保険株式会社及びその子会社等） [同左]
	（記載上の注意）		（記載上の注意）
1	[略]	1	[同左]
2	次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	2	[同左]
(1)	[略]	(1)	[同左]
(2)	次に掲げる会計方針に関する事項 [①～⑨ 略]	(2)	[同左]
	[削る。]		⑩ リース取引の処理方法 ⑩～⑭ [同左]
	⑩～⑬ [略]		⑩～⑭ [同左]
(3)	[略]	(3)	[同左]
(4)	金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	(4)	金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
(5)	賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することと足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）	(5)	賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することと足りる。）
(6)	[略]	(6)	[同左]
⑦	次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）		[加える。]
	① 会計方針に関する情報		
	② リース特有の取引に関する情報		
	③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報		

保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

⑧～⑫ [略]
[3～5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7 [略]

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等)
[表略]

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等)
[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑬ [略]

(3) [略]

⑦～⑫ [同左]
[3～5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

7 [同左]

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等)
[同左]

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等)
[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑭ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6) [略]

(7) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(8)～(10) [略]

[3～5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7 [略]

[3～6 略]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

(6) [同左]

[加える。]

(7)～(11) [同左]

[3～5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

7 [同左]

[3～6 同左]

第3 [略]

別紙様式第7号 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度(年 月 日から 年 月 日まで) 業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第13 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

第1 [略]

第2

年度(年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書

1 計算書類に関する事項

[(1)～(3) 略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

(4) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
-------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------------------	-----------------------

第3 [同左]

別紙様式第7号 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度(年 月 日から 年 月 日まで) 業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第13 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第1 [同左]

第2

年度(年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書

1 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

(4) [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
-------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------------------	-----------------------

有形固定資産						%
[略]						
<u>使用権資産</u>						
[略]						
[略]						
無形固定資産						
[略]						
<u>使用権資産</u>						
[略]						
[略]						

(記載上の注意)

[1 ～ 3 略]

[(5)～(9) 略]

2 [略]

第3 [略]

第4 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表

(生命保険株式会社) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[略]		[略]	
<u>使 用 権 資 産</u>			
[略]			
無 形 固 定 資 産		<u>リ ー ス 負 債</u>	
[略]		[略]	
<u>使 用 権 資 産</u>			
[略]			
[略]		[略]	

有形固定資産						%
[同左]						
<u>リース資産</u>						
[同左]						
[同左]						
無形固定資産						
[同左]						
<u>リース資産</u>						
[同左]						
[同左]						

(記載上の注意)

[1 ～ 3 同左]

[(5)～(9) 同左]

2 [同左]

第3 [同左]

第4 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表

(生命保険株式会社) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[同左]		[同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u>			
[同左]			
無 形 固 定 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>	
[同左]		[同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u>			
[同左]			
[同左]		[同左]	

		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]	
<u>使 用 権 資 産</u> [略]		<u>リ ー ス 負 債</u> [略]	
無 形 固 定 資 産 [略]			
<u>使 用 権 資 産</u> [略]			
		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑫ [略]

⑬～⑭ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時

価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投

		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]		<u>リ ー ス 債 務</u> [同左]	
無 形 固 定 資 産 [同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]			
		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

⑭～⑮ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融

商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対

資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項(重要性の乏しいものを除く。)

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(15) 略〕

(16) 次に掲げるリースに関する事項(重要性の乏しいものを除く。)

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔(17)～(33) 略〕

〔2～5 略〕

6 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属

照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

〔(7)～(15) 同左〕

(16) リース契約(ファイナンス・リース取引に該当するもの)により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔(17)～(33) 同左〕

〔2～5 同左〕

6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属

する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7 [略]

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[略]		[略]	
有形固定資産		その他の負債	
[略]		[略]	
<u>使用権資産</u>		<u>リース負債</u>	
[略]		[略]	
無形固定資産			
[略]			
<u>使用権資産</u>			
[略]			
[略]		(純資産の部)	
		[略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[略]		[略]	
有形固定資産		その他の負債	
[略]		[略]	
<u>使用権資産</u>		<u>リース負債</u>	
[略]		[略]	
無形固定資産			
[略]			
<u>使用権資産</u>			
[略]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

7 [同左]

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[同左]		[同左]	
有形固定資産		その他の負債	
[同左]		[同左]	
<u>リース資産</u>		<u>リース債務</u>	
[同左]		[同左]	
無形固定資産			
[同左]			
<u>リース資産</u>			
[同左]			
[同左]		(純資産の部)	
		[同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[同左]		[同左]	
有形固定資産		その他の負債	
[同左]		[同左]	
<u>リース資産</u>		<u>リース債務</u>	
[同左]		[同左]	
無形固定資産			
[同左]			
<u>リース資産</u>			
[同左]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

[略]		(純 資 産 の 部)	
		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑨ 略

[削る。]

⑩～⑫ [略]

〔(3)・(4) 略〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(15) 略〕

(16) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情

[同左]		(純 資 産 の 部)	
		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑨ 同左

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

〔(3)・(4) 同左〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔(7)～(15) 同左〕

(16) リース契約（フアインナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔17～(28) 略〕

〔2～5 略〕

6 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7 〔略〕

第5

年度（年 月 日から年 月 日まで）損益計算書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～3 略〕

4 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受

〔17～(28) 同左〕

〔2～5 同左〕

6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

7 〔同左〕

第5

年度（年 月 日から年 月 日まで）損益計算書

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～3 同左〕

〔加える。〕

取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

5 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

6 [略]

[第6～第13 略]

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及

び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第13 略]

（記載上の注意）

[1～6 略]

第1 [略]

第2

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書

1 計算書類に関する事項

[1]～[4] 略]

（記載上の注意）

[加える。]

4 [同左]

[第6～第13 同左]

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及

び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第13 同左]

（記載上の注意）

[1～6 同左]

第1 [同左]

第2

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書

1 [同左]

[1]～[4] 同左]

（記載上の注意）

[1 ・ 2 略]

(5) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率 %
有形固定資産 [略]							
使用権資産 [略]							
[略]							
無形固定資産 [略]							
使用権資産 [略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1 ～ 3 略]

[(6) ～ (10) 略]

2 [略]

第3 [略]

第4

年度 (年 月 日現在) 貸借対照表

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]	
使 用 権 資 産 [略]			

[1 ・ 2 同左]

(5) [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率 %
有形固定資産 [同左]							
リース資産 [同左]							
[同左]							
無形固定資産 [同左]							
リース資産 [同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1 ～ 3 同左]

[(6) ～ (10) 同左]

2 [同左]

第3 [同左]

第4

年度 (年 月 日現在) 貸借対照表

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
リ ー ス 資 産 [同左]			

無形固定資産 [略]		<u>リース負債</u> [略]	
<u>使用権資産</u> [略]			
[略]			
		(純資産の部) [略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)				(単位：百万円)
科 目	金 額	科 目	金 額	
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]		
有 形 固 定 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]		
<u>使 用 権 資 産</u> [略]		<u>リ ー ス 負 債</u> [略]		
無 形 固 定 資 産 [略]				
<u>使 用 権 資 産</u> [略]				
[略]		(純 資 産 の 部) [略]		
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		

- (記載上の注意)
- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) [略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
[①～⑨ 略]

無形固定資産 [同左]		<u>リース債務</u> [同左]	
<u>リース資産</u> [同左]			
[同左]			
		(純資産の部) [同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]		<u>リ ー ス 債 務</u> [同左]	
無 形 固 定 資 産 [同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]			
[同左]		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

- (記載上の注意)
- 1 [同左]
- (1) [同左]
- (2) [同左]
- [①～⑨ 同左]

[判る。]

⑩～⑫ [略]

〔3〕・〔4〕 略]

- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

- (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
② 賃貸等不動産の時価に関する事項
連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔15〕 略]

- (16) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
② リース特有の取引に関する情報
③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合に

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑬ [同左]

〔3〕・〔4〕 同左]

- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔7〕～〔15〕 同左]

- (16) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

は、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔17〕～〔33〕 略

〔2～5 略〕

6 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7 〔略〕

（生命保険相互会社） （単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） 〔略〕		（負 債 の 部） 〔略〕	
有 形 固 定 資 産 〔略〕		そ の 他 負 債 〔略〕	
<u>使 用 権 資 産</u> 〔略〕		リ ー ス 負 債 〔略〕	
無 形 固 定 資 産 〔略〕		（純 資 産 の 部） 〔略〕	
<u>使 用 権 資 産</u> 〔略〕			
〔略〕			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険相互会社） （単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） 〔略〕		（負 債 の 部） 〔略〕	
		そ の 他 負 債	

〔17〕～〔33〕 同左

〔2～5 同左〕

6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

7 〔同左〕

（生命保険相互会社） （単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） 〔同左〕		（負 債 の 部） 〔同左〕	
有 形 固 定 資 産 〔同左〕		そ の 他 負 債 〔同左〕	
<u>リ ー ス 資 産</u> 〔同左〕		リ ー ス 債 務 〔同左〕	
無 形 固 定 資 産 〔同左〕		（純 資 産 の 部） 〔同左〕	
<u>リ ー ス 資 産</u> 〔同左〕			
〔同左〕			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険相互会社） （単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） 〔同左〕		（負 債 の 部） 〔同左〕	
		そ の 他 負 債	

有形固定資産 [略]	[略]	リース負債 [略]	負債及び純資産の部合計
使用権資産 [略]			
無形固定資産 [略]			
使用権資産 [略]			
[略]			
資産の部合計			

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) [略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
[①～⑨ 略]
[削る。]
- [③・(4) 略]
- [⑩～⑫ [略]
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
 連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

有形固定資産 [同左]	[同左]	リース債務 [同左]	負債及び純資産の部合計
リース資産 [同左]			
無形固定資産 [同左]			
リース資産 [同左]			
[同左]			
資産の部合計			

(記載上の注意)

1 [同左]

- (1) [同左]
- (2) [同左]
[①～⑨ 同左]
- ⑩ リース取引の処理方法
⑪～⑬ [同左]
- [③・(4) 同左]
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔15〕 略〕

〔16〕 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔17〕～〔28〕 略〕

〔2〕～5 略〕

6 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7 〔略〕

第5

年度（年 月 日から） 損益計算書
年 月 日まで

（生命保険株式会社）

〔表略〕

（損害保険株式会社）

〔表略〕

〔7〕～〔15〕 同左〕

〔16〕 リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔17〕～〔28〕 同左〕

〔2〕～5 同左〕

6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

7 〔同左〕

第5

年度（年 月 日から） 損益計算書
年 月 日まで

（生命保険株式会社）

〔同左〕

（損害保険株式会社）

〔同左〕

(生命保険相互会社) [表略] (損害保険相互会社) [表略] (記載上の注意) [1 ～ 3 略] <u>4</u> 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 (1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。) (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 (3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。) <u>5</u> リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 <u>6</u> [略] [第 6 ～ 第 13 略]	(生命保険相互会社) [同左] (損害保険相互会社) [同左] (記載上の注意) [1 ～ 3 同左] [加える。]
別紙様式第 7 号の 3 (第25条の 3 及び第59条関係) (日本産業規格 A 4) 年度 (年 年 月 月 日から 日まで) 連結業務報告書 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 年 月 日 年 月 日 年 月 日	別紙様式第 7 号の 3 (第25条の 3 及び第59条関係) (日本産業規格 A 4) 年度 (年 年 月 月 日から 日まで) 連結業務報告書 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 年 月 日 年 月 日 年 月 日

び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

- [第1～第3 略]
(記載上の注意)
[1～3 略]
第1 [略]
第2 連結財務諸表
1 [略]
2 連結貸借対照表

年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
<u>使 用 権 資 産</u>			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
<u>使 用 権 資 産</u>			
[略]			
資 産 の 部 合 計		(純 資 産 の 部)	
		[略]	
		負債及び純資産の部合計	
(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			

び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

- [第1～第3 同左]
(記載上の注意)
[1～3 同左]
第1 [同左]
第2 [同左]
1 [同左]
2 [同左]

年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u>			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u>			
[同左]			
資 産 の 部 合 計		(純 資 産 の 部)	
		[同左]	
		負債及び純資産の部合計	
(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			

使用権資産 [略]		
無形固定資産 [略]	(純資産の部) [略]	
使用権資産 [略]		
[略]		
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) [略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ①～⑨ 略
 - [割る。]
 - ⑩～⑬ [略]
 - 〔(3)・(4) 略〕
 - (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。
 - (7) [略]
 - (8) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報

リース資産 [同左]		
無形固定資産 [同左]	(純資産の部) [同左]	
リース資産 [同左]		
[同左]		
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
 - (1) [同左]
 - (2) [同左]
 - ①～⑨ 同左
 - ⑩ リース取引の処理方法
 - ⑪～⑬ [同左]
 - 〔(3)・(4) 同左〕
 - (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
 - (7) [同左]
 - [加える。]

③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(9)～(25) 〔略〕

〔3～5 略〕

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

8 〔略〕

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔略〕		〔略〕	
有 形 固 定 資 産			
〔略〕			
<u>使 用 権 資 産</u>			
〔略〕			

(8)～(24) 〔同左〕

〔3～5 同左〕

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

8 〔同左〕

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔同左〕		〔同左〕	
有 形 固 定 資 産			
〔同左〕			
<u>リ ー ス 資 産</u>			
〔同左〕			

無形固定資産 [略]		
使用権資産 [略]	(純資産の部) [略]	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[略]		[略]	
有形固定資産 [略]			
使用権資産 [略]			
無形固定資産 [略]		(純資産の部) [略]	
使用権資産 [略]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) [略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ①～⑨ 略
 - ⑩～⑬ [略]
 - ⑭ [略]
 - ⑮ [略]
 - ⑯ [略]
 - ⑰ [略]
 - ⑱ [略]
 - ⑲ [略]
 - ⑳ [略]
 - ㉑ [略]
 - ㉒ [略]
 - ㉓ [略]
 - ㉔ [略]
 - ㉕ [略]
 - ㉖ [略]
 - ㉗ [略]
 - ㉘ [略]
 - ㉙ [略]
 - ㉚ [略]
 - ㉛ [略]
 - ㉜ [略]
 - ㉝ [略]
 - ㉞ [略]
 - ㉟ [略]
 - ㊱ [略]
 - ㊲ [略]
 - ㊳ [略]
 - ㊴ [略]
 - ㊵ [略]
 - ㊶ [略]
 - ㊷ [略]
 - ㊸ [略]
 - ㊹ [略]
 - ㊺ [略]
 - ㊻ [略]
 - ㊼ [略]
 - ㊽ [略]
 - ㊾ [略]
 - ㊿ [略]

無形固定資産 [同左]		
リース資産 [同左]	(純資産の部) [同左]	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[同左]		[同左]	
有形固定資産 [同左]			
リース資産 [同左]			
無形固定資産 [同左]		(純資産の部) [同左]	
リース資産 [同左]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
 - (1) [同左]
 - (2) [同左]
 - ①～⑨ 同左
 - ⑩ リース取引の処理方法
 - ⑪～⑭ [同左]
 - ⑮ [同左]
 - ⑯ [同左]
 - ⑰ [同左]
 - ⑱ [同左]
 - ⑲ [同左]
 - ⑳ [同左]
 - ㉑ [同左]
 - ㉒ [同左]
 - ㉓ [同左]
 - ㉔ [同左]
 - ㉕ [同左]
 - ㉖ [同左]
 - ㉗ [同左]
 - ㉘ [同左]
 - ㉙ [同左]
 - ㉚ [同左]
 - ㉛ [同左]
 - ㉜ [同左]
 - ㉝ [同左]
 - ㉞ [同左]
 - ㉟ [同左]
 - ㊱ [同左]
 - ㊲ [同左]
 - ㊳ [同左]
 - ㊴ [同左]
 - ㊵ [同左]
 - ㊶ [同左]
 - ㊷ [同左]
 - ㊸ [同左]
 - ㊹ [同左]
 - ㊺ [同左]
 - ㊻ [同左]
 - ㊼ [同左]
 - ㊽ [同左]
 - ㊾ [同左]
 - ㊿ [同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7) [略]

(8) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(9)～(23) [略]

[3～5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(7) [同左]

[加える。]

(8)～(22) [同左]

[3～5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する

各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

8 [略]

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（年 月 日から）連結損益計算書
年 月 日まで

及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

[略]

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書)

[表略]

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書)

[表略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

5 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

6 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

7 [略]

(3) (保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

[表略]

各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

8 [同左]

3 [同左]

年度（年 月 日から）連結損益計算書
年 月 日まで

及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

[同左]

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書)

[同左]

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

[加える。]

[加える。]

5 [同左]

(3) (保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 略]

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(4) (生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

〔表略〕

(5) (損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

〔表略〕

(記載上の注意)

[1 ～ 5 略]

6 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目を含めて表示すること。他の科目を含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

7 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

8・9 [略]

10 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記9の注記と併せて記載することができる。

(6) (生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

〔表略〕

(7) (損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

〔表略〕

(記載上の注意)

[1 ～ 5 同左]

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(4) (生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

〔同左〕

(5) (損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

〔同左〕

(記載上の注意)

[1 ～ 5 同左]

[加える。]

[加える。]

6・7 [同左]

8 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記7の注記と併せて記載することができる。

(6) (生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

〔同左〕

(7) (損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

〔同左〕

(記載上の注意)

[1 ～ 4 略]

5 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目を含めて表示すること。他の科目を含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

6 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

7 [略]

(8) (保険相互会社及びその子会社等—連結包括利益計算書)

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 略]

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(9) (生命保険相互会社及びその子会社等—連結損益及び包括利益計算書)

[表略]

(10) (損害保険相互会社及びその子会社等—連結損益及び包括利益計算書)

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 略]

6 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目を含めて表示すること。他の科目を含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した

(記載上の注意)

[1 ～ 4 同左]

[加える。]

[加える。]

5 [同左]

(8) (保険相互会社及びその子会社等—連結包括利益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 同左]

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(9) (生命保険相互会社及びその子会社等—連結損益及び包括利益計算書)

[同左]

(10) (損害保険相互会社及びその子会社等—連結損益及び包括利益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 同左]

[加える。]

純額をいう。)

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

7 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

8・9 [略]

10 親会社上に帰属する当期純剰余金額又は親会社上に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記9の注記と併せて記載することができる。

[4～6 略]
第3 [略]

別紙様式第11号 (第143条関係)

(日本産業規格A4)

年度中 (年 月 日から) 日本における中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本に

おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次

[第1～第5 略]
(記載上の注意)
[1～3 略]

[加える。]

6・7 [同左]

8 親会社上に帰属する当期純剰余金額又は親会社上に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記7の注記と併せて記載することができる。

[4～6 同左]
第3 [同左]

別紙様式第11号 (第143条関係)

(日本産業規格A4)

年度中 (年 月 日から) 日本における中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本に

おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次

[第1～第5 同左]
(記載上の注意)
[1～3 同左]

第1 〔略〕
第2 年度中（ 年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

(外国生命保険会社等)					(単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(負 債 の 部)		(負 債 の 部)		(負 債 の 部)	
〔略〕		〔略〕		そ の 他 負 債		〔略〕		そ の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債		〔略〕		〔略〕		リ ー ス 負 債	
		〔略〕		〔略〕		〔略〕		〔略〕	
		(純 資 産 の 部)		(純 資 産 の 部)		(純 資 産 の 部)		(純 資 産 の 部)	
		〔略〕		〔略〕		〔略〕		〔略〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

第1 〔同左〕
第2 年度中（ 年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

(外国生命保険会社等)					(単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(負 債 の 部)		(負 債 の 部)		(負 債 の 部)	
〔同左〕		〔同左〕		そ の 他 負 債		〔同左〕		そ の 他 負 債	
		〔同左〕		リ ー ス 債 務		〔同左〕		リ ー ス 債 務	
		〔同左〕		〔同左〕		〔同左〕		〔同左〕	
		(純 資 産 の 部)		(純 資 産 の 部)		(純 資 産 の 部)		(純 資 産 の 部)	
		〔同左〕		〔同左〕		〔同左〕		〔同左〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)
1 〔同左〕

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑧ 略]

[割る。]

⑨～⑪ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 （重要性の乏しいものは除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

[⑥～⑨ 略]

(10) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑧ 同左]

⑨ リース取引の処理方法

⑩～⑫ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 （ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

[⑥～⑨ 同左]

(10) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔(11)～(22) 略〕
〔2～5 略〕
〔第3～第5 略〕

別紙様式第 11 号の 2 (第 143 条関係)

(日本産業規格 A 4)

年度中 (年 月 日から) 日本における中間業務報告書
年 月 日
金融庁長官 殿

住 所
会社名
日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本に
おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次

〔第 1 ～第 5 略〕
(記載上の注意)
〔1～3 略〕

第 1 〔略〕
第 2 年度中 (年 月 日現在) の日本における保険業の中間貸借対
照表

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔略〕		〔略〕	
		そ の 他 負 債	
		リ ー ス 負 債	
		〔略〕	

〔(11)～(22) 同左〕
〔2～5 同左〕
〔第3～第5 同左〕

別紙様式第 11 号の 2 (第 143 条関係)

(日本産業規格 A 4)

年度中 (年 月 日から) 日本における中間業務報告書
年 月 日
金融庁長官 殿

住 所
会社名
日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本に
おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次

〔第 1 ～第 5 同左〕
(記載上の注意)
〔1～3 同左〕

第 1 〔同左〕
第 2 年度中 (年 月 日現在) の日本における保険業の中間貸借対
照表

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔同左〕		〔同左〕	
		そ の 他 負 債	
		リ ー ス 債 務	
		〔同左〕	

			[略]	
			(純資産の部) [略]	
資産の部合計			負債及び純資産の部合計	
(外国損害保険会社等) (単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部) [略]		(負債の部) [略] その他の負債 リース負債 [略]		
		(純資産の部) [略]		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		
(記載上の注意)				
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				
(1) [略]				
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項				
[①～⑧ 略]				
[割る。]				
<u>⑨～⑪</u> [略]				
(3) [略]				
(4) <u>金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項</u>				
(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度末日に比して著しい変動が認められない場合に</u>				

			[同左]	
			(純資産の部) [同左]	
資産の部合計			負債及び純資産の部合計	
(外国損害保険会社等) (単位：百万円)				
科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部) [同左]		(負債の部) [同左] その他の負債 リース債務 [同左]		
		(純資産の部) [同左]		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		
(記載上の注意)				
1 [同左]				
(1) [同左]				
(2) [同左]				
[①～⑧ 同左]				
<u>⑨</u> リース取引の処理方法				
<u>⑩～⑫</u> [同左]				
(3) [同左]				
(4) <u>金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項</u>				
(5) <u>賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載</u>				

は、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

〔(6)～(9) 略〕

(10) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔(11)～(22) 略〕

〔2～5 略〕

〔第3～第5 略〕

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から ） 日本における業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

することです足りる。）

〔(6)～(9) 同左〕

(10) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔(11)～(22) 同左〕

〔2～5 同左〕

〔第3～第5 同左〕

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から ） 日本における業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者氏名

年 月 日から 年 月 日までの日本に

おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

第1 [略]

第2

会社名

日本における代表者氏名

年 月 日から 年 月 日までの日本に

おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

第1 [同左]

第2

[1～3 略]

4 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率 %
有形固定資産							
[略]							
<u>使用権資産</u>							
[略]							
[略]							
無形固定資産							
[略]							
<u>使用権資産</u>							
[略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1～3 略]

[5～9 略]

第3 年度 (年 月 日現在) の日本における保険業の貸借対照表

[1～3 同左]

4 [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率 %
有形固定資産							
[同左]							
<u>リース資産</u>							
[同左]							
[同左]							
無形固定資産							
[同左]							
<u>リース資産</u>							
[同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[5～9 同左]

第3 年度 (年 月 日現在) の日本における保険業の貸借対照表

			〔略〕
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 〔略〕

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

〔①～⑧ 略〕

〔割る。〕

⑨～⑪ 〔略〕

〔(3)・(4) 略〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(13) 略〕

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事

			〔同左〕
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔①～⑧ 同左〕

⑨ リース取引の処理方法

⑩～⑫ 〔同左〕

〔(3)・(4) 同左〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

〔(7)～(13) 同左〕

(14) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

[(15)～(26) 略]

[2～4 略]

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 [略]

第 4

年度（年 月 日から年 月 日まで）日本における保険業の損益計算書

(外国生命保険会社等)

[表略]

(外国損害保険会社等)

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

4 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額

[(15)～(26) 同左]

[2～4 同左]

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 [同左]

第 4

年度（年 月 日から年 月 日まで）日本における保険業の損益計算書

(外国生命保険会社等)

[同左]

(外国損害保険会社等)

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[加える。]

を注記すること。

5～7 [略]

[第5・第6 略]

別紙様式第12号の2 (第137条及び第143条関係)

(日本産業規格A4)

年度(年 月 日から 年 月 日まで) 日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び
財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

第1 [略]

第2

年度(年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書

[1～4 略]

5 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償 却累計 額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産 [略]							%

3～5 [同左]

[第5・第6 同左]

別紙様式第12号の2 (第137条及び第143条関係)

(日本産業規格A4)

年度(年 月 日から 年 月 日まで) 日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び
財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

第1 [同左]

第2

年度(年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書

[1～4 同左]

5 [同左]

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償 却累計 額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産 [同左]							%

使用権資産 [略]					
[略]					
無形固定資産 [略]					
使用権資産 [略]					
[略]					

(記載上の注意)

[1～3 略]

[6～10 略]

第3

年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表
(外国生命保険会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) [略]		(負債の部) [略]	
有形固定資産 [略]		その他負債 [略]	
使用権資産 [略]		リース負債 [略]	
無形固定資産 [略]			
使用権資産 [略]			
[略]		(純資産の部) [略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

リース資産 [同左]					
[同左]					
無形固定資産 [同左]					
リース資産 [同左]					
[同左]					

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[6～10 同左]

第3

年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表
(外国生命保険会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) [同左]		(負債の部) [同左]	
有形固定資産 [同左]		その他負債 [同左]	
リース資産 [同左]		リース債務 [同左]	
無形固定資産 [同左]			
リース資産 [同左]			
[同左]		(純資産の部) [同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]		そ の 他 負 債 [略]	
<u>使 用 権 資 産</u> [略]		<u>リ ー ス 負 債</u> [略]	
無 形 固 定 資 産 [略]		[略]	
<u>使 用 権 資 産</u> [略]		[略]	
[略]		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) [略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ①～⑧ 略
 - [削る。]
 - ⑨～⑪ [略]
 - ③・④ 略
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]		そ の 他 負 債 [同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]		<u>リ ー ス 債 務</u> [同左]	
無 形 固 定 資 産 [同左]		[同左]	
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]		[同左]	
[同左]		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- (1) [同左]
- (2) [同左]
- ①～⑧ 同左
- ⑨ リース取引の処理方法
⑩～⑫ [同左]
- ③・④ 同左
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 - ⑥ 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(13) 略〕

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔(15)～(26) 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

第 4

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ）日本における保険業の損益計算書
(外国生命保険会社等)
〔表略〕

〔(7)～(13) 同左〕

(14) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔(15)～(26) 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

第 4

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ）日本における保険業の損益計算書
(外国生命保険会社等)
〔同左〕

(外国損害保険会社等)

[表略]

(記載上の注意)

[1 ・ 2 略]

3 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

4 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

5 ～ 7 [略]

[第 5 ・ 第 6 略]

別紙様式第 14 号 (第 210 条の 10 関係)

(日本産業規格 A 4)

年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書

年 月 日

金 融 庁 長 官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目

次

(外国損害保険会社等)

[同左]

(記載上の注意)

[1 ・ 2 同左]

[加える。]

[加える。]

3 ～ 5 [同左]

[第 5 ・ 第 6 同左]

別紙様式第 14 号 (第 210 条の 10 関係)

(日本産業規格 A 4)

年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書

年 月 日

金 融 庁 長 官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目

次

[第1～第3 略] (記載上の注意) [1～4 略]	[第1～第3 同左] (記載上の注意) [1～4 同左]
第1 [略] 第2 中間連結財務諸表	第1 [同左] 第2 [同左]
1 [略] 2 中間連結貸借対照表	1 [同左] 2 [同左]
年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) [表略] (2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) [表略]	年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) [同左] (2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) [同左]
[表略] (記載上の注意)	[同左] (記載上の注意)
1 [略] 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	1 [同左] 2 [同左]
(1) [略] (2) 次に掲げる会計方針に関する事項	(1) [同左] (2) [同左]
[①～⑨ 略] [削る。]	[①～⑨ 同左] ⑩ リース取引の処理方法
⑩～⑬ [略] (3) [略]	⑩～⑬ [同左] (3) [同左]
(4) <u>金融商品 (リース負債を除く。)</u>の時価等に関する事項及び<u>金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)</u>の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	(4) <u>金融商品</u>の時価等に関する事項及び<u>金融商品</u>の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載すること<u>で足りる</u>。また、<u>賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載すること</u><u>を要しない。</u>)	(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、<u>当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載すること</u><u>で足りる。</u>)
(6) [略]	(6) [同左]

(7) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(8)～(21) [略]

[3～5 略]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7 [略]

[3～5 略]

第 3 [略]

別紙様式第 15 号（第 210 条の 10 関係）

（日本産業規格 A 4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書

年 月 日

金 融 庁 長 官 殿

[加える。]

(7)～(20) [同左]

[3～5 同左]

6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 5 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

7 [同左]

[3～5 同左]

第 3 [同左]

別紙様式第 15 号（第 210 条の 10 関係）

（日本産業規格 A 4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書

年 月 日

金 融 庁 長 官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

- [第 1 ～ 第 3 略]
(記載上の注意)
[1 ～ 3 略]
第 1 [略]
第 2 連結財務諸表
1 [略]
2 連結貸借対照表

年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

- (1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略] 有 形 固 定 資 産 [略] <u>使 用 権 資 産</u> [略] 無 形 固 定 資 産 [略] <u>使 用 権 資 産</u> [略] [略]		(負 債 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		(純 資 産 の 部) [略]	
		負債及び純資産の部合計	

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

- [第 1 ～ 第 3 同左]
(記載上の注意)
[1 ～ 3 同左]
第 1 [同左]
第 2 [同左]
1 [同左]
2 [同左]

年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

- (1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左] 有 形 固 定 資 産 [同左] <u>リ ー ス 資 産</u> [同左] 無 形 固 定 資 産 [同左] <u>リ ー ス 資 産</u> [同左] [同左] [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		(純 資 産 の 部) [同左]	
		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
<u>使 用 権 資 産</u>			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]		(純 資 産 の 部)	
<u>使 用 権 資 産</u>		[略]	
[略]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑨ 略]

[削る。]

⑩～⑬ [略]

[③・④ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u>			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]		(純 資 産 の 部)	
<u>リ ー ス 資 産</u>		[同左]	
[同左]			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑭ [同左]

[③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7) [略]

(8) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(9)～(25) [略]

[3～5 略]

- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

- 7 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

8 [略]

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(7) [同左]

[加える。]

(8)～(24) [同左]

[3～5 同左]

- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

- 7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

8 [同左]

3 [同左]

年度（ 年 月 日から ） 連結損益計算書
年 月 日まで

及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

〔略〕

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書)

〔表略〕

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書)

〔表略〕

(記載上の注意)

〔 1 ～ 4 略 〕

5 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

6 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

7 〔略〕

(3) (保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

〔表略〕

(記載上の注意)

〔 1 ～ 5 略 〕

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計

年度（ 年 月 日から ） 連結損益計算書
年 月 日まで

及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

〔同左〕

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書)

〔同左〕

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書)

〔同左〕

(記載上の注意)

〔 1 ～ 4 同左 〕

〔加える。〕

〔加える。〕

5 〔同左〕

(3) (保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

〔同左〕

(記載上の注意)

〔 1 ～ 5 同左 〕

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計

算書に表示する場合) (4) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書) 〔表略〕 (5) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書) 〔表略〕 (記載上の注意) 〔1～5 略〕 <u>6</u> 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目を含めて表示すること。他の科目を含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 (1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。) (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 (3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。) <u>7</u> リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 <u>8・9</u> 〔略〕 <u>10</u> 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記<u>9</u>の注記と併せて記載することができる。 〔4・5 略〕 第3 〔略〕	算書に表示する場合) (4) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書) 〔同左〕 (5) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書) 〔同左〕 (記載上の注意) 〔1～5 同左〕 〔加える。〕
別紙様式第 15 号の 3 (第 210 条の 11 関係) (日本産業規格 A 4)	〔加える。〕 <u>6・7</u> 〔同左〕 <u>8</u> 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記<u>7</u>の注記と併せて記載することができる。 〔4・5 同左〕 第3 〔同左〕 別紙様式第 15 号の 3 (第 210 条の 11 関係) (日本産業規格 A 4)

年度（ 年 月 日から ） 附属明細書

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累 計額	償 却 累 計率 %
有形固定資産							
[略]							
使用権資産							
[略]							
[略]							
無形固定資産							
[略]							
使用権資産							
[略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1 ～ 3 略]

[(2)～(4) 略]

2 [略]

別紙様式第16号の17 (第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度（ 年 月 日から ） 業務報告書

年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿 住所
会社 氏 名
代表取締役 氏 名

年度（ 年 月 日から ） 附属明細書

1 [同左]

(1) [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累 計額	償 却 累 計率 %
有形固定資産							
[同左]							
リース資産							
[同左]							
[同左]							
無形固定資産							
[同左]							
リース資産							
[同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1 ～ 3 同左]

[(2)～(4) 同左]

2 [同左]

別紙様式第16号の17 (第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度（ 年 月 日から ） 業務報告書

年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿 住所
会社 氏 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

[第1～第13 略]

[第1～第13 同左]

(記載上の注意)

(記載上の注意)

[1～7 略]

[1～7 同左]

第1 [略]

第1 [同左]

第2 附属明細書

第2 [同左]

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書

1 計算書類に関する事項

1 [同左]

(1) [略]

(1) [同左]

(2) 有形固定資産及び無形固定資産

(2) [同左]

(単位：千円)

(単位：千円)

資産の種類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率 %
有形固定資産 [略]							
使用権資産 [略]							
[略]							
無形固定資産 [略]							
使用権資産 [略]							
[略]							
計							

(記載上の注意)
[1～3 略]

資産の種類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率 %
有形固定資産 [同左]							
リース資産 [同左]							
[同左]							
無形固定資産 [同左]							
リース資産 [同左]							
[同左]							
計							

(記載上の注意)
[1～3 同左]

〔3〕～〔7〕 略〕

2 〔略〕

第3 〔略〕

第4 貸借対照表

年度（ 年 月 日現在） 貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
〔略〕		〔略〕	
有形固定資産		その他負債	
〔略〕		〔略〕	
<u>使用権資産</u>			
〔略〕			
無形固定資産		<u>リース負債</u>	
〔略〕		〔略〕	
<u>使用権資産</u>			
〔略〕			
〔略〕			
資 産 の 部 合 計		（純 資 産 の 部）	
		〔略〕	
		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 〔略〕

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

〔①～④ 略〕

〔削る。〕

〔3〕～〔7〕 同左〕

2 〔同左〕

第3 〔同左〕

第4 〔同左〕

年度（ 年 月 日現在） 貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
〔同左〕		〔同左〕	
有形固定資産		その他負債	
〔同左〕		〔同左〕	
<u>リース資産</u>			
〔同左〕			
無形固定資産		<u>リース債務</u>	
〔同左〕		〔同左〕	
<u>リース資産</u>			
〔同左〕			
〔同左〕			
資 産 の 部 合 計		（純 資 産 の 部）	
		〔同左〕	
		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1 〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔①～④ 同左〕

⑤ リース取引の処理方法

⑤・⑥ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(12) 略]

(13) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度の末日後のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険株式会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険株式会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険株式会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

⑥・⑦ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)～(12) 同左]

(13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔14〕～〔24〕 略〕

〔2～4 略〕

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔略〕

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） 〔略〕		（負 債 の 部） 〔略〕	
有形固定資産 〔略〕		その他負債 〔略〕	
<u>使用権資産</u> 〔略〕		リース負債 〔略〕	
無形固定資産 〔略〕		リース資産 〔略〕	
<u>使用権資産</u> 〔略〕		（純 資 産 の 部） 〔略〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 〔略〕

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

〔①～④ 略〕

〔割る。〕

〔14〕～〔24〕 同左〕

〔2～4 同左〕

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 〔同左〕

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） 〔同左〕		（負 債 の 部） 〔同左〕	
有形固定資産 〔同左〕		その他負債 〔同左〕	
<u>リース資産</u> 〔同左〕		リース債務 〔同左〕	
無形固定資産 〔同左〕		リース資産 〔同左〕	
<u>リース資産</u> 〔同左〕		（純 資 産 の 部） 〔同左〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1 〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔①～④ 同左〕

⑤ リース取引の処理方法

⑤・⑥ [略]

〔3〕・〔4〕 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる貸貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 貸貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 貸貸等不動産の時価に関する事項
- 連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

貸貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔7〕～〔12〕 略]

(13) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
- 少額短期保険相互会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険相互会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険相互会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔14〕～〔21〕 略]

〔2～4 略]

⑥・⑦ [同左]

〔3〕・〔4〕 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔7〕～〔12〕 同左]

(13) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

〔14〕～〔21〕 同左]

〔2～4 同左]

5 「<u>使用権資産</u>」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「<u>使用権資産</u>」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「<u>使用権資産</u>」を除く。）に含めることができる。 6 〔略〕	5 「<u>リース資産</u>」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「<u>リース資産</u>」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「<u>リース資産</u>」を除く。）に含めることができる。 6 〔同左〕
第5 損益計算書	第5 〔同左〕
年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 損益計算書	年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 損益計算書
（少額短期保険株式会社） 〔表略〕	（少額短期保険株式会社） 〔同左〕
（少額短期保険相互会社） 〔表略〕	（少額短期保険相互会社） 〔同左〕
（記載上の注意） 〔1～4 略〕	（記載上の注意） 〔1～4 同左〕
<u>5</u> 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。	〔加える。〕
(1) フアイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）	
(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額	
(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）	〔加える。〕
<u>6</u> リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。	
<u>7</u> 〔略〕 〔第6～第13 略〕	<u>5</u> 〔同左〕 〔第6～第13 同左〕
別紙様式第16号の18（第211条の36第2項関係） （日本産業規格A4）	別紙様式第16号の18（第211条の36第2項関係） （日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から ） 年 月 日まで

年度中（ 年 月 日から ） 年 月 日まで

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿

住所
会社名
代表取締役氏名

住所
会社名
代表取締役氏名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

[第1～第7 略]
(記載上の注意)

[第1～第7 同左]
(記載上の注意)

[1～8 略]

[1～8 同左]

第1 [略]

第1 [同左]

第2 中間貸借対照表

第2 [同左]

年度中（ 年 月 日現在） 中間貸借対照表
(少額短期保険株式会社)

年度中（ 年 月 日現在） 中間貸借対照表
(少額短期保険株式会社)

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略] その他負債 [略] リース負債 [略] [略]	
		(純 資 産 の 部) [略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左] その他負債 [同左] リース債務 [同左] [同左]	
		(純 資 産 の 部) [同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～④ 略]

[削る。]

⑤・⑥ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6) [略]

(7) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険株式会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険株式会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～④ 同左]

⑤ リース取引の処理方法

⑥・⑦ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) [同左]

(7) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険株式会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔8〕～〔15〕 略〕

〔2～5 略〕

(少額短期保険相互会社)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔略〕		〔略〕	
		その他負債	
		〔略〕	
		リース負債	
		〔略〕	
		〔略〕	
		(純 資 産 の 部)	
		〔略〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 〔略〕

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

〔①～④ 略〕

〔削る。〕

⑤・⑥ 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 金融商品 (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区

〔8〕～〔15〕 同左〕

〔2～5 同左〕

(少額短期保険相互会社)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
〔同左〕		〔同左〕	
		その他負債	
		〔同左〕	
		リース債務	
		〔同左〕	
		〔同左〕	
		(純 資 産 の 部)	
		〔同左〕	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔①～④ 同左〕

⑤ リース取引の処理方法

⑥・⑦ 〔同左〕

(3) 〔同左〕

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、

分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6) 〔略〕

- (7) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険相互会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険相互会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

- ②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険相互会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

〔(8)～(14) 略〕

〔2～5 略〕

〔第 3～第 7 略〕

別紙様式第 16 号の 19（第 211 条の 36 第 4 項関係）

（日本産業規格 A 4）

記載することを要しない。）

- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 〔同左〕

- (7) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重

要な有形固定資産及び無形固定資産

〔(8)～(14) 同左〕

〔2～5 同左〕

〔第 3～第 7 同左〕

別紙様式第 16 号の 19（第 211 条の 36 第 4 項関係）

（日本産業規格 A 4）

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿 住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目次 [第 1・第 2 略] (記載上の注意) [1 ～ 5 略] 第 1 [略] 第 2 中間連結財務諸表 1 [略] 2 中間連結貸借対照表 年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等 [表略] (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [1]～(3) 略] (4) <u>金融商品 (リース負債を除く。)</u> の時価等に関する事項及び<u>金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)</u> の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (<u>重要性の乏しいものを除く。</u>当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載すること<u>で足りる。</u>また、賃貸等不動産が、<u>リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載すること</u>	金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿 住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目次 [第 1・第 2 同左] (記載上の注意) [1 ～ 5 同左] 第 1 [同左] 第 2 [同左] 1 [同左] 2 [同左] 年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等 [同左] (記載上の注意) 1 [同左] [1]～(3) 同左] (4) <u>金融商品</u> の時価等に関する事項及び<u>金融商品</u> の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (<u>ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載すること<u>で足りる。</u></u>)
---	--

を要しない。)

(6) 次に掲げるリースに関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険株式会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険株式会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険株式会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(7)～(14) [略]

[2・3 略]

- 4 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

5 [略]

- (2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等

[表略]

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(3) 略]

- (4) 金融商品 (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区

[加える。]

(6)～(13) [同左]

[2・3 同左]

- 4 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

5 [同左]

- (2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]

[(1)～(3) 同左]

- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

分ごとの内訳等に関する事項

- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。) 当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。)

(6) [略]

(7) 次に掲げるリースに関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険相互会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険相互会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
ファイナンス・リースの借手である少額短期保険相互会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(8)～(11) [略]

2 [略]

- 3 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

4 [略]

[3～6 略]

- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。)

(6) [同左]

[加える。]

(7)～(10) [同左]

2 [同左]

- 3 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

4 [同左]

[3～6 同左]

別紙様式第 16 号の 20 (第 211 条の 36 第 4 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年度 (年 月 日 から) 連結業務報告書 年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の
業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ・ 第 2 略]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 略]

第 1 [略]

第 2 連結財務諸表

1 [略]

2 連結貸借対照表

年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]			
使 用 権 資 産 [略]			
無 形 固 定 資 産			

別紙様式第 16 号の 20 (第 211 条の 36 第 4 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年度 (年 月 日 から) 連結業務報告書 年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の
業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ・ 第 2 同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 同左]

第 1 [同左]

第 2 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]			
リ ー ス 資 産 [同左]			
無 形 固 定 資 産			

[略] 使用権資産 [略] [略]		
	(純資産の部) [略]	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7) [略]

(8) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険株式会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険株式会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険株式会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に

[同左] リース資産 [同左] [同左]		
	(純資産の部) [同左]	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]

[(1)～(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(7) [同左]

[加える。]

従い記載すること。

(9)～(18) [略]

[2・3 略]

4 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 [略]

(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [略]		(負 債 の 部) [略]	
有 形 固 定 資 産 [略]			
<u>使 用 権 資 産</u> [略]			
無 形 固 定 資 産 [略]			
<u>使 用 権 資 産</u> [略]			
		(純 資 産 の 部) [略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(8)～(17) [同左]

[2・3 同左]

4 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 [同左]

(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) [同左]		(負 債 の 部) [同左]	
有 形 固 定 資 産 [同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]			
無 形 固 定 資 産 [同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u> [同左]			
		(純 資 産 の 部) [同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔1)～(4) 略〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7) 〔略〕

(8) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険相互会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険相互会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
ファイナンス・リースの借手である少額短期保険相互会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

〔9)～(17) 〔略〕

〔2・3 略〕

4 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の

(記載上の注意)

- 1 〔同左〕

〔1)～(4) 同左〕

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(7) 〔同左〕

〔加える。〕

〔8)～(16) 〔同左〕

〔2・3 同左〕

4 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資

100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6 [略]

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

[略]

(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書

[表略]

（記載上の注意）

[1 ～ 3 略]

4 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

5 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

6 [略]

(2) 少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書

[表略]

産除去債務」については、その金額が資産総額の 100 分の 1 を超える場合は科目を設けて記載する。

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6 [同左]

3 [同左]

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

[同左]

(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書

[同左]

（記載上の注意）

[1 ～ 3 同左]

[加える。]

[加える。]

4 [同左]

(2) 少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 略]

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(3) 少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 4 略]

5 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目を含めて表示すること。他の科目を含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) フアイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) フアイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

6 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

7・8 [略]

9 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、8の注記と併せて記載することができる。

(4) 少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 3 略]

4 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目を含めて表示すること。他の科目を含めて表示する場合においては

(記載上の注意)

[1 ～ 5 同左]

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(3) 少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 4 同左]

[加える。]

[加える。]

5・6 [同左]

7 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、6の注記と併せて記載することができる。

(4) 少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 3 同左]

[加える。]

、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

5 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

6 [略]

(5) 少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結包括利益計算書

[表略]

（記載上の注意）

[1～5 略]

(6) 少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書

[表略]

（記載上の注意）

[1～4 略]

5 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

6 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

[加える。]

4 [同左]

(5) 少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結包括利益計算書

[同左]

（記載上の注意）

[1～5 同左]

(6) 少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書

[同左]

（記載上の注意）

[1～4 同左]

[加える。]

[加える。]

7・8 [略]

9 親会社(に)帰属する当期純剰余金額又は親会社(に)帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、8の注記と併せて記載することができる。

[4～6 略]

別紙様式第 16 号の 24 (第 211 条の 81 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書
年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長)

住所 殿

会社名
代表取締役氏名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第 1・第 2 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

第 1 [略]

第 2 中間連結財務諸表

1 [略]

2 中間連結貸借対照表

年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

[表略]

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

[表略]

5・6 [同左]

7 親会社(に)帰属する当期純剰余金額又は親会社(に)帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、6の注記と併せて記載することができる。

[4～6 同左]

別紙様式第 16 号の 24 (第 211 条の 81 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書
年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長)

住所 殿

会社名
代表取締役氏名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第 1・第 2 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

第 1 [同左]

第 2 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

[同左]

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

[同左]

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑨ 略

[削る。]

⑩～⑬ [略]

(3) [略]

(4) 金融商品 (リース負債を除く。) の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。) の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。)

(6) [略]

(7) 次に掲げるリースに関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑨ 同左]

⑩ リース取引の処理方法

⑪～⑭ [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。)

(6) [同左]

[加える。]

(8)～(17) [略]

[3～6 略]

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

8 [略]

[3～5 略]

別紙様式第16号の25 (第211条の81第2項関係)

(日本産業規格A4)

年度(年 月 日から 年 月 日まで) 業務報告書 年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿

住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及

び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

1 [略]

2 連結貸借対照表

(7)～(16) [同左]

[3～6 同左]

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

8 [同左]

[3～5 同左]

別紙様式第16号の25 (第211条の81第2項関係)

(日本産業規格A4)

年度(年 月 日から 年 月 日まで) 業務報告書 年 月 日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿

住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及

び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

第1 [同左]

第2 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
<u>使 用 権 資 産</u>			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
<u>使 用 権 資 産</u>			
[略]			
[略]		(純 資 産 の 部)	
		[略]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産			
[略]			
<u>使 用 権 資 産</u>			
[略]			
無 形 固 定 資 産			
[略]			
<u>使 用 権 資 産</u>		(純 資 産 の 部)	
[略]		[略]	

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u>			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u>			
[同左]			
[同左]		(純 資 産 の 部)	
		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産			
[同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u>			
[同左]			
無 形 固 定 資 産			
[同左]			
<u>リ ー ス 資 産</u>		(純 資 産 の 部)	
[同左]		[同左]	
[同左]			

資 産 の 部 合 計	負債及び純資産の部合計
(記載上の注意)	
1 [略]	
2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	
(1) [略]	
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項	
[①～⑧ 略]	
[削る。]	
<u>⑨～⑬</u> [略]	
[(3)・(4) 略]	
(5) 金融商品の状況に関する事項、 <u>金融商品</u> (リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び <u>金融商品</u> (リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	
(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)	
① 賃貸等不動産の状況に関する事項	
② 賃貸等不動産の時価に関する事項	
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。	
(7) [略]	
(8) 次に掲げるリースに関する事項 (重要性の乏しいものを除く。)	
① 会計方針に関する情報	
② リース特有の取引に関する情報	
③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報	
少額短期保険持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。	
ファイナンス・リースの借手である少額短期保険持株会社及びその	

資 産 の 部 合 計	負債及び純資産の部合計
(記載上の注意)	
1 [同左]	
2 [同左]	
(1) [同左]	
(2) [同左]	
[①～⑧ 同左]	
<u>⑨</u> リース取引の処理方法	
<u>⑩～⑭</u> [同左]	
[(3)・(4) 同左]	
(5) 金融商品の状況に関する事項、 <u>金融商品の時価等</u> に関する事項及び <u>金融商品の時価</u> の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	
(6) <u>賃貸等不動産の状況</u> に関する事項及び <u>賃貸等不動産の時価</u> に関する事項	
(7) [同左]	
[加える。]	

子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(9)～(21) [略]

[3～6 略]

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

8 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

9 [略]

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（年 月 日から）連結損益計算書
年 月 日まで）
及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

[略]

(1) （生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）連結損益計算書

[表略]

(2) （損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）連結損益計算書

[表略]

（記載上の注意）

(8)～(20) [同左]

[3～6 同左]

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

8 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

9 [同左]

3 [同左]

年度（年 月 日から）連結損益計算書
年 月 日まで）
及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

[同左]

(1) （生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）連結損益計算書

[同左]

(2) （損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）連結損益計算書

[同左]

（記載上の注意）

[1 ～ 5 略]

6 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

7 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

8 [略]

(3) (少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 略]

(4) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

[表略]

(5) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 6 略]

7 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

[1 ～ 5 同左]

[加える。]

[加える。]

6 [同左]

(3) (少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 5 同左]

(4) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

[同左]

(5) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 6 同左]

[加える。]

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9・10 〔略〕

11 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10の注記と併せて記載することができる。

〔4・5 略〕

別紙様式第16号の27（第211条の84第2項関係）

（日本産業規格 A 4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 附属明細書

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)

資 産 の 種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有形固定資産							%
〔略〕							
<u>使用権資産</u>							
〔略〕							
〔略〕							

〔加える。〕

7・8 〔同左〕

9 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、8の注記と併せて記載することができる。

〔4・5 同左〕

別紙様式第16号の27（第211条の84第2項関係）

（日本産業規格 A 4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 附属明細書

1 〔同左〕

(1) 〔同左〕 (単位：百万円)

資 産 の 種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有形固定資産							%
〔同左〕							
<u>リース資産</u>							
〔同左〕							
〔同左〕							

無形固定資産 〔略〕 <u>使用権資産</u> 〔略〕 〔略〕								
(記載上の注意) 〔 1 ～ 3 略〕 〔(2)～(4) 略〕 2 〔略〕								
備考 表中の「 」の記載は注記である。								
無形固定資産 〔同左〕 <u>リース資産</u> 〔同左〕 〔同左〕								
(記載上の注意) 〔 1 ～ 3 同左〕 〔(2)～(4) 同左〕 2 〔同左〕								

(信託業法施行規則の一部改正)

第六条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

名 出 給	名 出 給
別紙様式第 10 号 (第 42 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4) 年度事業報告書 (年 月 日から) 年 月 日まで) 商 号 所在地 代表者の役職氏名 (記載上の注意) [略] [1 ・ 2 略] (記載上の注意) 1 [略] 2 経理の状況 (1) [略] (2) 注記事項 会社計算規則第 98 条に掲げる次の事項について、同規則第 100 条から第 116 条まで (第 105 条及び第 112 条第 1 項ただし書を除く。) の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [①～⑥ 略] ⑦ リースに関する事項 [⑧～⑫ 略] [⑬～⑯ 略] 別紙様式第 10 号の 2 (第 42 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)	別紙様式第 10 号 (第 42 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4) 年度事業報告書 (年 月 日から) 年 月 日まで) 商 号 所在地 代表者の役職氏名 (記載上の注意) [同左] [1 ・ 2 同左] (記載上の注意) 1 [同左] 2 [同左] (1) [同左] (2) [同左] 会社計算規則第 98 条に掲げる次の事項について、同規則第 100 条から第 116 条まで (第 105 条及び第 112 条ただし書を除く。) の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [①～⑥ 同左] ⑦ リースにより使用する固定資産に関する事項 [⑧～⑫ 同左] [⑬～⑯ 同左] 別紙様式第 10 号の 2 (第 42 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

年度事業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで) 商 号 主たる支店の所在地 日本における代表者の氏名 (記載上の注意) [略] [1 ・ 2 略] (記載上の注意) 1 [略] 2 経理の状況 (1) [略] (2) 注記事項 会社計算規則第 98 条に掲げる次の事項について、同規則第 100 条から第 116 条まで (第 105 条及び第 112 条第 1 項ただし書を除く。) の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [①～⑥ 略] ⑦ リースに関する事項 [⑧～⑫ 略] [⑬～⑯ 略]	年度事業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで) 商 号 主たる支店の所在地 日本における代表者の氏名 (記載上の注意) [同左] [1 ・ 2 同左] (記載上の注意) 1 [同左] 2 [同左] (1) [同左] (2) [同左] 会社計算規則第 98 条に掲げる次の事項について、同規則第 100 条から第 116 条まで (第 105 条及び第 112 条ただし書を除く。) の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [①～⑥ 同左] ⑦ リースにより使用する固定資産に関する事項 [⑧～⑫ 同左] [⑬～⑯ 同左]
備考 第 6 条第 1 項第 1 号の記載事項	

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）

（別紙様式第一号、別紙様式第一号の二、別紙様式第二号、別紙様式第二号の二、別紙様式第三号、別紙様式第三号の二、別紙様式第四号、別紙様式第四号の二、別紙様式第五号、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号、別紙様式第六号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第六号の四、別紙様式第七号、別紙様式第七号の二、別紙様式第七号の三、別紙様式第七号の四、別紙様式第八号、別紙様式第八号の二、別紙様式第十号、別紙様式第十一号、別紙様式第十二号、別紙様式第十三号及び別紙様式第十三号の二は、令和九年四月一日以後に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類については、新銀行法施行規則の規定を適用することがで

きる。

2 前項の規定により中間事業年度又は事業年度に係る書類に初めて新銀行法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新銀行法施行規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新銀行法施行規則の規定を適用して書類を作成する最初の中間事業年度又は事業年度（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

3 前項の規定にかかわらず、中間事業年度又は事業年度に係る書類の提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

(無尽業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の無尽業法施行細則(以下この条において「新無尽業法施行細則」という。)業務報告書雛形及び附属明細書ひな形は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については、新無尽業法施行細則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により事業年度に係る書類に初めて新無尽業法施行細則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新無尽業法施行細則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新無尽業法施行細則の規定を適用して書類を作成する最初の事業年度(次号において「適用初年度」という。)の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加

重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース(ファイ

ナンス・リースを除く。)の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則(以下この条において「新信用金庫法施行規則」という。)別紙様式第二号、別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第七号、別紙様式第八号、別紙様式第十号、別紙様式第十一号、別紙様式第十二号、別紙様式第十三号、別紙様式第十三号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十四号の二及び別紙様式第十五号は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により事業年度に係る書類に初めて新信用金庫法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新信用金庫法施行規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新信用金庫法施行規則の規定を適用して書類を作成する最初の事業年度（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファインانس・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

3 前項の規定にかかわらず、事業年度に係る書類を提出する信用金庫又は信用金庫連合会が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合金融事業法施行規則」という。）別紙様式第二号、別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第七号、別紙様式第八号、別紙様式第九号、別紙様式第九号の二、別紙様式第十号

及び別紙様式第十号の二は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については、新協同組合金融事業法施行規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により事業年度に係る書類に初めて新協同組合金融事業法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新協同組合金融事業法施行規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新協同組合金融事業法施行規則の規定を適用して書類を作成する最初の事業年度（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファインانس・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

3 前項の規定にかかわらず、事業年度に係る書類を提出する信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小

企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）が連結財務諸表を作成している場合には、前項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新保険業法施行規則」という。）別紙様式第六号、別紙様式第六号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第七号、別紙様式第七号の二、別紙様式第七号の三、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の二、別紙様式第十二号、別紙様式第十二号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の三、別紙様式第十六号の十七、別紙様式第十六号の十八、別紙様式第十六号の十九、別紙様式第十六号の二十、別紙様式第十六号の二十四、別紙様式第十六号の二十五及び別紙様式第十六号の二十七は、令和九年四月一日以後に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により中間事業年度又は事業年度に係る書類に初めて新保険業法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新保険業法施行規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新保険業法施行規則の規定を適用して書類を作成する最初の中間事業年度又は事業年度（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未經過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

3 前項の規定にかかわらず、中間事業年度又は事業年度に係る書類の提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第六条の規定による改正後の信託業法施行規則（以下この条において「新信託業法施行規則」という。）別紙様式第十号（記載上の注意2(2)⑦に係る部分に限る。）及び別紙様式第十号の二（記載上の注意2(2)⑦に係る部分に限る。）は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書については、新信託業法施行規則の規定を適用することができる。